

遊佐町告示第215号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により、第528回遊佐町議会定例会を平成30年12月4日遊佐町役場に招集する。

平成30年11月5日

遊佐町長 時田 博機

## 第528回遊佐町議会定例会会議録

### 議事日程(第1号)

平成30年12月4日(火曜日) 午前10時 開議(本会議)

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

議長報告

一般行政報告

教育行政報告

※新規請願事件の審議について

日程第4 請願第1号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシーを国に求める請願

日程第5 ※一般質問

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

☆

出欠席議員氏名

応招議員 12名

出席議員 11名

1番 齋 藤 武 君                      2番 松 永 裕 美 君

3番 菅原和幸君 4番 筒井義昭君  
5番 土門勝子君 6番 赤塚英一君  
7番 阿部満吉君 8番 佐藤智則君  
9番 高橋冠治君 10番 斎藤弥志夫君  
12番 土門治明君

欠席議員 1名

11番 堀満弥君

☆

説明のため出席した者職氏名

町長 時田博機君 副町長 本宮茂樹君  
総務課長 池田与四也君 企画課長 堀修君  
産業課長 佐藤廉造君 地域生活課長 畠中良一君  
健康福祉課長 高橋務君 町民課長 中川三彦君  
会計管理者 高橋晃弘君 教育長 那須栄一君  
教育委員 佐藤啓之君 農業委員会会長 佐藤充君  
教育課長 藤正喜君 代表監査委員 金野周悦君  
選挙管理委員 長

☆

出席した事務局職員

局長 佐藤光弥 議事係長 東海林エリ 書記 瀧口めぐみ

☆

本 会 議

議長(土門治明君) おはようございます。ただいまより第528回遊佐町議会12月定例会を開会いたします。

(午前10時)

議長(土門治明君) 本日の議員の出席状況は、11番、堀満弥議員が所用のため欠席、その他全員出席しております。

また、本定例会に説明員として町長初め各行政委員会の委員長、会長等の出席を求めましたところ、全員出席

しておりますので報告いたします。

定例会の開会に当たり、一言おわびを申し上げます。このたびは、議会事務局職員による不祥事がありましたこと、まことに申しわけなく、特に被害に遭われました方々を初め、著しく町民の皆様の信頼を裏切ることになりましたこと、町民の皆様には深く心からおわびを申し上げます。現在も警察の捜査が継続しておりますが、事態の重大さに鑑みて司法の判断を待たずに、当該職員を10月31日付で懲戒免職とし厳正に対処いたしました。今後、二度とこのようなことが起こることのないよう、町長とともに再発防止の取り組みを徹底し、遊佐町議会の信頼回復に努めていく所存であります。このたびはまことに申しわけありませんでした。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により1番、齋藤武議員、10番、齋藤弥志夫議員を指名いたします。

日程第2、本定例会の会期についてを議題といたします。恒例によって、議会運営委員会、高橋冠治委員長より協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会、高橋冠治委員長、登壇願います。

議会運営委員会委員長(高橋冠治君) おはようございます。第528回遊佐町議会定例会の運営について、去る11月16日及び本日、12月4日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、次のとおり意見決定をいたしましたので、ご報告いたします。

初めに、本定例会の会期については、本日12月4日から12月7日までの4日間といたしました。

審議日程につきましてはお手元に配付のとおりでございますが、本日は議会の構成を行い、次に諸般の報告として議長報告、一般行政報告、教育行政報告を行います。次に、新規請願事件1件の審査を行い、その後、一般質問に入り、3人を予定しております。終了後、議員全員協議会を開催いたします。

第2日目の12月5日には、前日に引き続き一般質問を行い、4人を予定しております。終了次第、平成30年度各会計補正予算7件、条例案件3件、事件案件2件を一括上程し、補正予算については恒例により補正予算審査特別委員会を構成し審査を付託します。

第3日目の12月6日は、終日各常任委員会を開催いたします。

第4日目の12月7日は、午前10時からおおむね午後3時まで補正予算審査特別委員会を行い、その後案文作成のため休憩に入ります。午後3時30分ごろから本会議を開会し、請願事件1件の審査結果報告及び採決を行います。続いて、条例案件3件の審議及び採決、補正予算7件の審査結果報告及び採決、事件案件2件の審議及び採決、人事案件1件の審議及び採決を行います。次に、庁舎建設に関する調査特別委員会調査結果中間報告を行います。その後発議案件1件の審議及び採決を行い、終了次第、第528回定例会を閉会したいと思います。

なお、請願事件については採択された場合、その意見書の発議のため、議事日程に発議案件を追加することといたします。

議員各位のご協力をお願いいたします。

議長(土門治明君) お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、本定例会の会期は本日12月4日より12月7日までの4日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(土門治明君) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は4日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告に入ります。

初めに、議長の報告を行います。

議長報告

#### 1. 系統議長会について

##### ◆ 荘内地方町村議会議長会・最上地方町村議会議長会合同会議

①期 日 平成30年9月25日(火)～26日(水)

②場 所 遊 佐 町

③案 件

- ・両地域開発重要共通事業の推進について
- ・合同要望活動について
- ・その他

次に、一般行政報告について、本宮副町長より報告願います。

本宮副町長。

副町長(本宮茂樹君) おはようございます。

それでは、一般行政報告を申し上げます。

一般行政報告。

平成30年12月4日

1、新庁舎建設基本設計業務業者の選定について。遊佐町新庁舎建設基本計画に基づき新庁舎の基本設計を行うため、設計業者の公募を行い5社より応募いただきました。1次審査を経て9月21日に5社による技術提案プレゼンテーションの審査を行った結果、畠中・ブレン経常設計共同企業体を最優秀者として選定し、新庁舎建設基本設計業者として委託契約を締結いたしました。

2、消防ポンプ自動車配備及び小型動力ポンプの更新について。11月20日、遊佐町消防団第3分団第1部第1班(山崎)に消防ポンプ自動車を配備しました。また、第2分団第2部第2班(杉沢南)と第3分団第3部第1班(畑・上戸)の小型動力ポンプの更新を行いました。

3、地震・津波避難訓練の実施について。10月14日午前8時に日本海東縁部(F34断層を想定)を震源とするマグニチュード7.8、最大震度7の地震が発生したとの想定で全町地震・津波避難訓練を実施しました。吹浦地区では津波防災研修会を開催し、今年度に山形県で指定する津波警戒区域の説明を行いました。

4、振興審議会について。10月31日に町長が諮問しております遊佐町総合発展計画の第3期実施計画案について、各部会等での慎重審議を経て、12月14日に答申をいただく予定です。

5、日沿道山形・秋田県境区間の整備促進について。9月29日、にかほ市ホテルエクセルキクスイにおいて、関係5市町から約250人が出席し建設促進大会が開催され、日沿道「酒田みなと～遊佐」及び一般国道7号「遊佐象潟道路」の早期完成を求める大会決議を全体で確認しました。

6、公害等調整委員会の裁定結果について。臂曲地区における岩石採取計画の認可申請に対し山形県が下した拒否処分を取り消すことを求め、平成29年2月20日付で川越工業株式会社が公害等調整委員会へ裁定申請

していた件について、町は山形県からの要請により同委員会での審理手続への参加を決め審理を続けてきましたが、10月23日付の裁定により、申請人である川越工業株式会社の申請が却下されました。これは、同申請者が4月10日付で岩石採取計画の認可申請を再度提出したことに対し山形県が7月10日付で不認可処分としたことで、申請の拒否処分が取り消されたとする判断によるものです。また、当該不認可処分をめぐっては、同申請者が9月21日付でその取り消しを求めて再度公害等調整委員会に裁定申請をしております。

7、水循環の保全を巡る係争について。10月16日、山形地方裁判所において、採石事業に対する行政処分取消等請求事件の第8回口頭弁論が行われ、被告である町から原告である川越工業株式会社の主張に対する反論を記した準備書面が陳述されました。なお、第9回口頭弁論の開催期日は、12月11日となっております。

8、国際交流事業について。来年3月に実施する姉妹都市ハンガリー・ソルノク市派遣事業の派遣団員募集を行ったところ、中学生15名、高校生2名、一般1名から応募がありました。11月28日に抽せん会を実施した結果、中学生団員12名、団長・一般団員・事務局団員を含む15名を派遣団員として決定し、12月11日に任命式を開催する予定です。

9、鳥海山・飛鳥ジオパーク推進事業について。鳥海山・飛鳥ジオパーク推進協議会主催のジオパーク認定商品募集について、全構成市町から33商品、うち本町から10商品の応募があり、書類審査、試食審査の結果、全応募商品が認定され、10月13日、にかほ市にて認定式が開催されました。また、12月1日には、生涯学習センターにて推進協議会主催によるジオパーク学習研究発表会が開催され、鳥海山映像上映、小中学校及び専門家による発表が行われ、本町より藤崎小学校4年生が佐藤藤蔵翁の植林事業の演劇を発表しました。

10、ふるさとづくり寄附金(ふるさと納税)について。11月26日現在、米・柿・肉を中心に、8,296件、1億3,031万3,000円の寄附をいただいております。魅力ある返礼品の充実に努めるとともに、9月より情報発信手段の強化策として、掲載サイトの増設を行ったところであります。また、9月5日から12月5日までの間で募集している猫の不妊・去勢支援のためのクラウドファンディングによる寄附については、目標金額の100万円に対して127件、150万5,083円の寄附をいただいております。

11、定住促進施策について。(1)、集落支援員及びNPO法人いなか暮らし遊佐応援団との合同会議IJUグループ連絡調整会議で、平成30年度の移住希望者31組の対応状況を確認しました。うち、空き家バンクの成約が8軒、交渉中が1軒、移住予定者数32人となりました。今後も平成30年度の目標である60人に向け各施策に取り組んでまいります。

(2)、9月22日、11月22日に東京有楽町のふるさと回帰支援センターで開催された遊佐町暮らしセミナーに計33人の参加がありました。そのうち3人は、来年6月に移住することを決めている人です。また、このセミナーを通して、お試し移住体験等で来町した方は3人で、遊佐の自然や生活などを体験し、町民と交流をしています。

(3)、遊人会との連携事業「Uターン促進事業」では、11月17日に東京丸の内「ダエドコ」で「遊佐町のいくら井と庄内風芋煮を味わう会」が開催され、遊佐出身者とその家族や友人30人が参加しました。都会に住んでいる遊佐町出身者の遊佐町再発見の機会とし、首都圏の友人に遊佐町をPRすることで、交流人口の拡大とUターンを促進することを目的としています。今後も定期的に開催することでUターンをしたいと考えている若者へのきっかけづくりとなることを期待しています。

(4)、空き家再生地域おこし事業で整備する空き家が決まり、ホームページで移住者を募集しました。今年度は空き家をパン屋に再生して事業を進めるもので、2組が内覧をしましたが、残念ながら応募にはつながりませんでした。

した。その後、遊佐町暮らしセミナーで周知したところ、神奈川県在住のご夫婦から問い合わせがあり、12月に来町する予定です。

12、婚活事業について。(1)、平成29年度より始まった「庄内若者異業種交流会」が7月17日に鶴岡市のグランドエルサンを会場に開催され、庄内地域の20から30代の男女39名(20企業・団体)の参加がありました。内容はチームビルディング(チーム形成)に関する研修会と交流会とし、婚活事業であることを前面に出さず、仕事で必要とされている力を養う研修会をメインに行い、企業や事業所から派遣しやすいようにしました。交流につながるきっかけづくりと期待しています。

(2)、今年度、町内で婚活交流イベントを開催する企業・団体に対して、経費の2分の1(上限20万円)を補助する制度、「遊佐町婚活イベント開催支援事業補助金」がスタートしました。庄内郵便局長会から申請があり、郵便局主催の「パソコンinYUZA」が10月13日に遊楽里で行われました。男性20名、女性19名の参加があり、そのうち遊佐町在住者・勤務者が22名でした。

13、新潟・庄内プレステーションキャンペーンについて。来年の新潟・庄内デスティネーションキャンペーンを控え、ことし10月1日から12月末までの期間、プレDCとして、各種の誘客イベントや旅行会社へのプロモーション活動等を行っております。本町でも遊佐駅を訪れた県外観光客に鳥海山の記念絵はがきをプレゼントするなどの取り組みを行っています。

14、首都圏物産展等への参加について。10月6日、7日に「豊島区ふくろ祭り友好都市物産展」が行われ、本町からは道の駅「鳥海ふらっと」が池袋西口公園に出店しました。あわせて実施された東京よさこいコンテストには、本町から「遊め組」が参加したほか、友好都市賞として「遊佐町長賞」の提供を行いました。また、10月20日、21日には木場公園で「江東区民祭り」に出店し、本町の観光と物産をPRしました。

15、秋の観光事業について。10月8日体育の日には、「第41回鳥海山神鹿角切祭」が大平山荘にて行われました。台風の影響が心配されましたが、好天に恵まれて、角切行事や鳥海ブルーラインの紅葉を見に多くの観光客が集まりました。10月28日には、月光川河川公園の水路で「鮭のつかみどり大会」が行われました。あいにくの雨天となりましたが、県内外から多くの親子連れが訪れ、元気いっぱいのサケとの触れ合いを楽しみました。

16、第25回遊佐ふるさと会について。11月25日、豊島区大塚で第25回遊佐ふるさと会を開催し、首都圏在住の遊佐町関係者や来賓、在京ふるさと会の会員など66名の参加をいただき親睦、交流を深めました。

17、里の名水・やまがた100選について。山形県では地域の人々に育まれてきたすぐれた湧水を「里の名水・やまがた百選」として選定しており、今年度はまちめぐりパークとして整備した本町の「光月堂の水」と「丸勝の水」を含む11カ所が新たに選定されました。これで県内選定箇所は44カ所になり、うち遊佐町は胴腹滝や神泉の水などを含め9カ所となりました。

18、プレミアム旅行特産品ギフト事業について。遊佐町の冬の魅力の発信と、滞在型観光の推進や町内特産品の活用を目的に、町内の宿泊施設に泊まった人に町の特産品を贈る「遊佐町プレミアム旅行特産品ギフト事業」を12月1日より実施しています。これを機に多くの方から遊佐町にお越しいただき、遊佐町の魅力を味わっていただきたいと期待しております。

19、園芸大国やまがた産地育成支援事業(県単)について。平成30年度園芸大国やまがた産地育成支援事業の2次募集で申請しておりました3件分が承認され、これにより1次募集分と合わせて今年度採択された事業は、パイプハウス31棟1万603.8平方メートル、事業費1億1,265万4,000円となり、平成31年3月の竣工に向けて事業

を進めています。

20、山地パワーアップ事業について。国の補助事業、平成30年度産地パワーアップ事業の園芸作物部門について「農事組合法人杉沢」のエゴマコンバイン・半自動野菜移植機・中耕ディスク、事業費1億18万3,000円と「遊佐町遠赤外線パーシモン組合」の柿選果機・柿皮むき機、事業費216万円が承認されました。また、同事業の土地利用型作物部門については、「稲川施設利用組合」のICTコンバイン・もみすり機・農業用ドローン、事業費1,664万2,000円が承認され、平成31年3月の竣工に向けて事業を進めています。

21、平成30年度山形県ベストアグリ賞の受賞について。11月29日、山形県庁において山形県ベストアグリ賞の表彰式が開催され、本町からは、水稻の規模拡大やパプリカの大規模栽培、雇用の拡大、新規就農者や若い農業者の経営指導、農業研修生の受け入れなどの取り組みに大きな功績があった佐藤勇人氏が受賞しました。

22、松くい虫防除事業について。9月に実施した概況調査の結果では、昨年度と比較して約30%の被害量減の見込みとなりましたが、10月に平成30年度秋季松くい虫被害木調査業務委託を発注し、詳細の被害量調査をしております。この結果に基づき、冬期間の適切な伐倒処理に努めています。

23、平成30年度山形県水産業賞受賞について。11月27日に、山形市において平成30年度山形県水産業賞の表彰式が開催され、本町からは、サケの人工ふ化事業、サケ資源の有効利活用等において大きな功績のあった枅川鮭漁業生産組合長の尾形修一郎氏が受賞しました。

24、第7回「ゆざ商工フェア」の開催について。9月23日、ことしで7回目となる「ゆざ商工フェア」が農業者トレーニングセンターを主会場に開催されました。町内の事業所の紹介のほか、ものづくり体験コーナー、屋外では働く車の展示や気仙沼さんまのふるまい等があり、天候にも恵まれ多くの来場者でにぎわいました。

25、企業立地について。株式会社金龍が吉出地内で建設を進めていた「ウイスキー蒸留所」が10月に完成、蒸留開始となりました。販売開始は3年から5年後の予定となっています。鳥海南工業団地では、陸特殊金属工業株式会社の工場の新築工事が順調に進んでいるほか、「木質バイオマス発電所」の新設計画が進められており、今後計画の詳細について地元説明会を開催する予定となっております。

26、遊佐ブランド推進協議会事業について。豊島区等で開催している産直「遊佐ノ市」は、ことしは6月から12月までイベントも含めて計18回の開催、12月16日で今年度の全日程が終了します。焼酎プロジェクトについては、10月27日に収穫を行い、来春の発売に向けて製造となります。特産品のPR販売については、町内、酒田市、天童市等での各種イベントに出展しPRに努めました。

27、遊佐町除雪対策本部の立ち上げについて。11月20日、酒田警察署遊佐交番、酒田地区広域行政組合消防署遊佐分署、除雪業者17社から参集いただき、遊佐町除雪対策連絡会議を開催しました。また、12月1日に遊佐町除雪対策本部を立ち上げました。

28、遊佐町小中学校エコチャレンジ事業について。平成30年度も子供たちの省エネ活動の取り組みに対する環境学習支援を行っています。前期(6月、7月、9月)では、電気と水道の両方達成が1校、水道のみ達成が3校で、削減目標達成の報奨金を交付しました。

29、ゆざ町民省エネ節電所「ゆざ町民エコチャレンジ」について。町民参加型事業として5月にスタートし、申込者による報告が10月半ばまで行われました。最終の事業参加者は86名でした。12月22日に表彰式、事業経過報告、講話といった内容で総括イベントを開催する予定であります。

30、遊佐町再生可能エネルギー設備導入事業費補助金について。平成27年度から交付要綱を一部改訂、支援

の拡充を図り、一般家庭や事業所に対して設備設置の助成を行っております。現在太陽光や木質バイオマス設備について、合わせて9件の交付申請を受けています。

31、住宅支援事業について。住宅支援事業の11月26日現在の受け付け状況は、持家住宅リフォーム支援金143件、定住住宅新築支援金24件、定住住宅取得支援金6件、定住賃貸住宅新築支援金1件、住宅リフォーム資金利子補給制度1件となっております。このうち、下水道等接続を伴うリフォーム件数は23件となっております。

32、下水道事業について。特定環境保全公共下水道事業において、上蕨岡坂下集落、大蕨岡集落の舗装復旧工事が9月末で完成しました。また、上蕨岡上寺集落、水上集落、田中集落の一部においては管渠布設工事を施工しており、上蕨岡上寺集落と水上集落は年度内供用開始を予定しています。11月末現在の下水道の接続状況は、公共下水道区域では供用開始戸数3,977戸のうち2,847戸で、接続率71.59%となっております。農業集落排水区域では、供用開始戸数511戸のうち429戸で、接続率83.95%となっております。

以上であります。

議長(土門治明君) 続いて、教育行政報告について、那須教育長より報告願います。

那須教育長。

教育長(那須栄一君) それでは、申し上げます。

教育行政報告。

平成30年12月4日

1、総合教育会議の開催。11月14日に本年度第2回目の遊佐町総合教育会議を開催し、遊佐町立学校適正整備審議会の間答申の件及び小中学校へのエアコン設置の件、来年度の教育委員会重点事業案などについて協議しました。

2、小学校の適正整備について。10月2日、11月13日に第6回と第7回の遊佐町立学校適正整備審議会を開催し、中間答申案及び保護者へのアンケート結果の分析等について意見交換を行いました。

3、学校施設整備について。学校施設整備工事については、平成30年度遊佐中学校トイレ改修工事が10月29日をもって完成し、全トイレの3分の1程度が洋式化されました。遊佐中の全トイレを改修するには、あと2年かかる予定となっております。

4、学校運営について。町内の各小中学校において、運動会や学習発表会、輝雄祭等の各種行事が実施され、日ごろの学習成果を保護者や地域の方々に公開しました。また、各校では学校研究を推進するための校内授業研究会が行われ、教科が好きになることを狙いとして、よりよい授業づくりを目指した取り組みが行われています。中学校体育連盟主催の新人総合体育大会においては、剣道部男女団体・個人、男子バスケットボール部、サッカー部、女子ソフトテニス部団体、卓球部個人、柔道部男子団体・個人が県北ブロック大会に出場し、剣道部と男子バスケットボール部が決勝大会に進出するなど、多くの競技ですばらしい成績を残しました。また、12月1日には生涯学習センターで、3市1町の児童生徒の代表が参加してジオパーク学習発表会が行われました。本町からは藤崎小学校の4年生が、砂丘にクロマツを植林した佐藤藤左エ門・藤蔵親子に関する研究を劇にして発表しました。

5、コミュニティ・スクールの実施について。町内の各小中学校において、9月から11月に第2回学校運営協議会が開催され、各校の現状を受けた熟議が行われました。今年度は各校とも2月に第3回学校運営協議会を開催する予定です。また、地域人材を活用した中学3年生向けの学習支援塾では57名から参加申し込みがあり、講師



5名と運営スタッフ1名の協力を得て、毎週土曜日の午前中、生涯学習センターを会場に順調な運営がなされています。9月から2月の期間の年19回を予定しています。

6、遊佐高校就学支援事業について。通学支援の通学乗合タクシーについては、冬季間の利用者がふえることに伴い、利用登録を再募集した結果、11月から4名、12月から4名の計8名の利用者がふえ、現在合計23名の生徒が利用しております。

7、ゆざ学講座について。9月6日に「小山崎遺跡と豊水の山 鳥海山 ～郷土材の育成こそ～」と題し、岐阜経済大学教授の森誠一氏をお招きして、第2回のゆざ学講座を開催しました。受講者は65名でした。

8、遊佐町文化財保護審議会の開催について。第2回の文化財保護審議会を10月1日に開催し、町指定文化財候補のエノキの木や修復が必要な仁王像の現地確認などを行い、エノキの木については、指定に向けて手続を進めることにしました。

9、小山崎遺跡に関する展示とシンポジウムの開催について。10月6日から11月11日の間、鳥海温泉遊楽里の展示ホールにおいて、「小山崎縄文人の食卓―「遊佐ごつつお」のルーツをたどって―」というテーマの展示を行いました。また、10月20日には元文化庁主任調査官の岡村道雄氏をコーディネーターに4名のパネラーをお迎えし、シンポジウム「縄文時代の遊佐ごつつお」を開催し、83名の参加者がありました。

10、小山崎遺跡の調査や活用に関する取り組み状況について。10月31日、文化庁にて小山崎遺跡の国指定に向けて、補足資料を提示して説明し、国指定に値するとの評価を得ることができました。総括報告書の続編をまとめるとともに、平成31年7月ごろ意見具申するよう指導を受けました。

11、第59回遊佐町民俗芸能公演会について。10月28日に「来訪神 仮面・仮装の神々」のユネスコ無形文化遺産登録に向け機運を盛り上げようと、平成28年に登録された新庄まつりの山屋囃子若連と登録を目指す事業で連携してきた秋田県男鹿市からなまはげ太鼓の「男鹿っ鼓」を招聘し開催したところ、323名の来場者がありました。

12、「遊佐の小正月行事」(アマハゲ)のユネスコ無形文化遺産登録について。遊佐のアマハゲを含む来訪神行事がモーリシャス共和国のポートルイスで開催されたユネスコ政府間委員会において、日本時間の平成30年11月29日、登録が正式に決定されました。後継者不足の課題はありますが、伝承団体を支援する体制を強化し、地域活性化にもつなげてまいります。

13、旧青山本邸の企画展「遊佐と庄内の刺し子」の開催について。入館者数の減少傾向が見られる旧青山本邸の入館者増加対策の一つとして、遊佐刺し子に関する企画展を10月5日から開催しています。各種メディアに取り上げられたこともあり、展示が始まった10月の来館者数は昨年同期を250名ほど上回りました。

14、第47回遊佐町芸術祭について。10月7日に開幕式典が行われ、芸術文化協会に加盟する21団体1個人によるステージ部門、展示部門の多彩な催し物により、生涯学習センターに訪れる多くの方々が芸術の秋を満喫しております。特に展示部門では、今年度から加入した「縮緬蓮の会」が着物など多彩な柄や色を組み合わせた会員作品の数々を展示しました。また、初心者向けの体験教室も開催し、縮緬細工の独創的で鮮やかな魅力が会場内を彩りました。

15、社会体育施設整備事業について。サン・スポーツランド遊佐野球場観覧場等整備工事が10月31日に完成しました。

16、第17回子育てフォーラムの開催について。11月11日に青少年育成協議会及びPTA連絡協議会主催による

子育てフォーラムを開催し、約400名の参加のもと盛会裏に終了しました。「躍動する遊佐っ子10か条」の推進を軸に、児童生徒の標語優秀作品の発表や意見発表、遊佐高等学校の学校活動発表、そして阿部祐二氏による講演を通じて、いのち輝く子どもの育成のための取り組みや接し方など、学校や地域の方々と共通理解を深めました。

17、少年町長・少年議会について。少年議会が主体的に話し合い、決定した政策を実現するため、これまで6回の全員協議会を重ねながら活動を積極的に行っています。今年度は、JR羽後本荘駅へのダイヤ改正の要望や、中高生の居場所づくりとして生涯学習センターに「スタディスペース」を開催しました。

18、図書館事業について。10月27日から11月9日までの「読書の秋週間」にちなみ、1人10冊までの拡大図書貸し出しを実施しました。また、吹浦小学校での図書館出張講座や西遊佐ふれあい祭りでの「出張としょかん古本市」など、出張図書館の取り組みも新たに展開しました。

以上です。

議長(土門治明君) 以上で諸般の報告を終了いたします。

次に、新規請願事件の審議に入ります。

日程第4、請願第1号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシーを国に求める請願を議題といたします。

事務局長をして朗読いただきます。

佐藤議会事務局長。

局長(佐藤光弥君) 上程議案を朗読。

議長(土門治明君) 紹介議員の赤塚英一議員より補足説明を求めます。

6番、赤塚英一議員、登壇願います。

6番(赤塚英一君) ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシーを国に求める意見書の提出についての請願の紹介議員といたしまして、補足説明をいたします。

請願の補足説明に当たり、ライドシェアとはどのようなものかについて説明が欲しいというお話が一部ございましたので、先にご説明いたします。まず、ライドシェアや民泊などの新しいサービス形態でありますシェアリングエコノミーですが、知恵蔵の解説によりますと、乗り物、住居、家具、服など、個人所有の資産を他人に貸し出しをする、あるいは貸し出しを仲介するサービスを指すと定義されています。近年、欲しいものを購入するのではなく、必要なときに借りればよい、他人と共有すればよいという考えを持つ人やニーズがふえていて、そのような人々と所有物を提供したい人々を引き合わせるインターネット上のサービスが注目を集めています。シェアリングエコノミーの草分けと言えるのが、2008年に開始されたエアビーアンドビーです。このサービスは、個人所有の住居の空き部屋を他人に貸し出すインターネット上のサービスとして成長し、2016年現在で世界191カ国、3万4,000以上の都市で利用できるサービスとなっております。日本国内では、2020年の東京オリンピックに向けて、外国人客の増加が見込まれる中、2016年4月に旅館業法施行令が一部緩和され、住宅の全部または一部を活用して宿泊サービスを提供する民泊と呼ばれるサービスがエアビーアンドビーのように普及する可能性を見出しています。

また、ライドシェアと呼ばれるウーバーやリフト等の自家用車を利用した配車サービスもアメリカを中心に利用者を増しています。このサービスでは、利用者がスマートフォン専用のアプリを使って、近くにいる他人の車に乗車

する、プロのドライバーではない一般人が自家用車で配車サービスを行う点が一番の特徴で、今後のライドシェアリングの市場拡大も期待されているサービスです。このライドシェアは、乗り物に乗るや乗り物のライドと分担する、共有するというシェアから、自動車を相乗りするということを指します。ここでいうところの相乗りとは、1台の乗り物に複数人が一緒に乗り合わせることをいい、通常は近所の人など、他人同士が1台の乗り物に乗ることを指します。家族や同居人などが1台の乗り物に乗る場合や、路線バスなどをなりわいとして複数の人間を輸送する場合は含みません。また、日本で相乗りといった場合、東南アジアなどで見られる原動機付自転車などのバイクの相乗りではなく、通常は自家用の四輪自動車に同乗することを言います。

似たようなものにカーシェアリングがあります。これは、一般に登録を行った会員間で特定の自動車を共同使用するサービスないしはシステムのことをいい、自家用車の所有や使用をしない、あるいはセカンドカーの購入を控えるために会員制で自動車を共有する制度で、必ずしも複数人数が搭乗するわけではありませんが、都市部などの走行台数を抑制する点では類似効果が期待されています。また、自動車を借りるという点ではレンタカーに近い存在ではありますが、一般にレンタカーよりもごく短時間の利用を想定しており、利用者にとってはレンタカーよりも便利で安価になるように設定されていることが多い制度です。

今回の請願にあるライドシェアは、レンタカーやカーシェアリングなどの1台の乗用車を複数人で共同利用するのとは違い、相乗りで他人同士が1台の自家用自動車に乗ることを指しています。また、路線バスや乗合タクシーは乗合自動車をなりわいとして行っているため、ここでいう相乗りとは言いません。乗合タクシーではない通常のタクシーで、タクシー待ちをしている乗客それぞれが自分たちの意思により申し合わせて同乗する場合には相乗りと呼び、この際のメーター料金は乗客が割り勘で支払うことが多いようですが、請願の趣旨からこれは除きます。

このサービスで重要なプラットフォームでメジャーなのはウーバーで、富士通総研の調査でウーバーの利用経験について行ったアンケートの結果は、アメリカ人で48.5%、オーストラリア人で31.8%と多くの外国人がウーバーを使ったことがあると答えています。ここでいうところのプラットフォームは、土台となる環境を言い、ライドシェアの制度の基本となるシステムを指します。代表的なアプリケーションの一つがウーバーであり、そのほかにも中長距離をターゲットにした日本発のノッテコなどがあります。こちらは、どちらかという長距離バス寄りの市場に競合するサービスですが、ターゲットとなるニーズが違うだけで、同じサービスであります。

さて、このライドシェアですが、導入の背景となったのは、さっきも述べたとおり2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催によるものであります。インバウンド客は、言葉を交わす必要がないから、決済方法がどこの国でも同じだからとのような理由から、自国や旅先でウーバーを使っています。また、訪日外国人は日本のタクシーに対して英語や自国の言語に対応できないタクシーが多い、キャッシュレス決済に対応していないという不満を感じていることから普及を急いでいることが想像されます。こういったことから、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催や先日誘致が決定しました万博など、インバウンド客の増加が見込まれるイベントの開催、インバウンド客を呼び込もうとする取り組みの推進など、ライドシェアが拡大する可能性は十分にあります。

さて、この請願の趣旨にあるように、タクシー事業は地域生活に欠かせない安全、安心で快適、便利なドア・ツー・ドアの個別輸送機関として、遊佐町内では現在2社が営業しております。公共交通機関の一つであった民間のバス事業社が撤退した後、町営バスが運行されましたが、もろもろの事情から一般の方も混乗できるスクールバスとなり、運行も遊佐中学校の登校時と下校時に合わせたものになりました。また、デマンドタクシーが営業が始め、バスが担っていた公共交通機関としての生活の足を現在ではタクシーが担っています。地方において、自家

用車またはスクーターなどは重要な移動手段で、通勤や買い物、通院などに限らず、ちょっとした外出にも欠かせないものであります。しかしながら、近年では高齢者の運転免許証の返納も多く、大都市部と違い徒歩圏内で用が事足りることも少なく、公共交通機関が充実していない現状から、ドア・ツー・ドアのタクシーは利用者にとってとても便利であり、デマンドタクシーは町内の移動手段としては安価に利用できるものであります。また、サービスも多種多となり、一般的なタクシーや団体向けのジャンボタクシー、車椅子や軽度な障がいをお持ちの方に対応した福祉・介護タクシーなど、現在では当たり前のサービスから、陣痛を迎えた方を安全に指定の病院へお送りする陣痛タクシー、酒田市街地区との乗合タクシー、代行タクシー、その他サービスなど、タクシー業界は利用者の利便性を大切にしています。その業界にとって脅威となるのがライドシェアの導入のための規制緩和であります。

三菱UFJリサーチアンドコンサルティングの調査「外国人観光客の首都圏交通インフラ利用調査結果のお知らせ～訪日客増大に向けた課題と改善ポイントが明らかに～」によると、訪日外国人の59%が日本のタクシーを高いと感じています。かといって、地下鉄を利用しても、出口や切符の買い方がわかりにくい、交通機関のシステムに戸惑うことが多いとあります。既存の交通システムに関する値段の高さやわかりにくさから、ウーバーを使っている側面もあると考えられます。また、ウーバージャパン株式会社は、配車サービスが普及すれば交通移動手段の整備や交通インフラ不足の解消につながると予想しています。しかし、多くの問題を抱えているのも事実でございます。さきに述べたように、自動車は地方では移動手段として大切なアイテムですが、高齢化などによる免許証の返納を初め、事情により運転できない方にとって公共交通機関は大切な生活の足であります。その中で多くの地方では経営難などから路線バスが撤退、補助金等によるタクシーを利用した交通機関を確保している自治体も多いと思います。遊佐町においてもスクールバスの運行に合わせた住民の利用は可能になっていますが、中学校の登下校に合わせた運行になるため、利便性は必ずしもよいとは言えません。そこで、タクシー会社の協力によるデマンドタクシーが運行され、また高齢者や障がいをお持ちの方に対する福祉タクシー券の発行により、通院や買い物などの用を足すことができやすい環境になっていて、デマンドタクシーにおいては年間延べ1万1,000人を超える利用者があります。また、デマンドタクシー以外の通常タクシーを利用する場合もあることから、日常でのタクシー利用も特別なものではなくてきていると思います。福祉の面だけではなく、観光でもタクシー需要は大きいと思われます。特に鳥海山お得タクシーパックは好評と聞いております。空港を利用した場合や、JR利用で酒田駅到着の場合なども、このパックを利用し来町していただいたり、町内観光を楽しまれたり、ナビゲーションシステムが充実しているとはいえ、レンタカーなどを借りて移動するよりも安全で確実に目的地に行けることから、そのニーズも高いのでしょう。観光においても、福祉においても、さらに一般の利用においても、安心、安全に利用できる公共交通機関としてのタクシーは大切な町民の足、生活の足としてこれからもタクシー事業者の役割は大きいものであります。安心、安全の面からも、このライドシェアの導入には慎重になるべきです。

タクシー事業は、道路運送法上の一般乗用旅客自動車運送事業であり、通常、事業用自動車を指す緑地に白地のナンバー、3ナンバーまたは5ナンバーのナンバープレートがつけられている車両を使用します。また、乗務員(運転手)として、旅客輸送業に従事する旅客車に乗務する場合には第2種免許が必要です。当然道路交通法や道路運送法などの関連する法令の遵守はもちろん、高い安全性を持った運転や整備、地理にも詳しくなければなりません。観光であれば旧所名跡や歴史など、福祉であれば介護などの知識も必要でしょう。中でも特に

安全には気をつけていることでしょう。しかし、ライドシェアは一般人が自家用車を利用し配車サービスを行うことから、その安全性の信頼をどこまでできるのか、とても疑問に思います。当然第2種免許証の取得要件もなく、車両においても事業用自動車を示す緑ナンバーではないため、整備状況も不明な点が多過ぎます。また、万が一の際の補償もどのようなもので、利用者に対してどこまで補償されるのかは疑問です。ライドシェアは、そのとき事業主体が運転者の仲介のみを行う形態であり、事業主体が運行管理や車両整備等について責任を負わず、自家用車の運転者のみが運行責任を負う形態を前提としていることから、安全の確保や利用者の保護等の観点からも大きな問題が生じると懸念されます。また、当然報酬等を得ることから、収入として適切に処理されていなければ、場合によっては脱税行為とみなされる場合もあるでしょう。さらに自家用自動車を用いて第1種運転免許証でタクシー営業しているものは白タクと現在呼ばれており、現行法上では問題となっています。今後、制度が導入されれば、遊佐町においても登録し、営業しようとする一般の方々も出てくるでしょう。東京などの大都市ならば制度として現状の交通機関の補完制度として成り立つ可能性はあるでしょう。しかし、ライドシェアの影響で現状の公共交通がなくなっても問題なくメリットのほうが大きい場合ならば導入も問題ないでしょうが、多くの地方では公共交通機関がなくなってしまうことの可能性が大き過ぎます。制度導入によってタクシー事業として成り立たなくなれば、タクシー事業者は遊佐町から撤退するでしょう。それでも、この制度によってライドシェアでの営業が将来にわたり継続するならばよいですが、タクシー事業者が撤退後にライドシェアで営業された方々がもうからないと早々に撤退された場合はどうでしょうか。そうなるからタクシー事業者に対し、戻ってきてくださいと言っても、後の祭りです。その際に一番困るのは、生活の足である公共交通機関を失った我々町民です。

タクシー事業は、地域生活に欠かせない安全、安心で快適、便利なドア・ツー・ドアの個別輸送機関であり、急速に少子高齢化が進展する中、地域住民や交通弱者のための移動手段として大きな役割を果たしています。加えて、スマートフォンによる配車サービスの普及、ユニバーサルデザインタクシーや観光タクシーの充実、地元自治体等の要望を踏まえた乗合タクシーの展開を行うなど、多様化する利用者のニーズに対応した新たな取り組みを的確に実施しています。仮にこうした行為が無秩序に容認されることとなれば、道路運送法上、道路交通法上、また労働基準法上のさまざまな法令を遵守し、安全確保のためのコストをかけ、国民に安心、安全な輸送サービスを提供するタクシー事業者の根幹を揺るがすとともに、路線バスや鉄道も含めた公共交通に大きな混乱をもたらすおそれがあります。このようなことから、山形県議会では超党派により請願が採択、また県内各市町村議会でも請願が採択、または今12月の定例会において採択される見込みとなっております。遊佐町議会議員各位においても、この請願の願意をご理解いただき、採択及び意見書の提出をお願いいたしまして、紹介議員の補足説明とさせていただきます。

議長(土門治明君) お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第92条第1項の規定に基づき、文教産建常任委員会に審査を付託することにし  
たいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(土門治明君) ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号は文教産建常任委員会に審査を付託することに決しました。

次に、日程第5、一般質問に入ります。

一般質問における持ち時間は、質問、答弁を含め60分以内であります。質問、答弁とも簡明にお願いいたしま

す。

それでは、あらかじめ質問の通告がありますので、通告順に発言を許可いたします。

9番、高橋冠治議員。

9 番(高橋冠治君) おはようございます。第528回、1番目の一般質問に入ります。

実は平成30年、来年度で平成は終わりますが、平成に入って今回の議会がちょうど120回目であります。私が当選した年が、私の1回目がちょうど50回目でありまして、調べてみるとちょうど区切りのいい時期なのかなというふうに思っております。ちなみに、今回多分7名が一般質問するので、平成に入って986人の30年間においての一般質問、そんな数になろうというふうに思っております。多くは、年4回でございますので、今の皆さんは年4回の、一番多い年は3.4回、一番少ない時期でありましたら、議員が20人いたときは2.1回ぐらい、もしくは2回までいけない時期もございましたので、いかに今の議会が非常に活性化していることをこの数字があらわしているというふうに私は見ております。

それでは、1番目の一般質問に入りたいと思います。それでは、通告順に従って質問いたします。まずは水稻減収に対する町の対応はということであります。今、遊佐町のみならず庄内地域の水稻の大きな減収は、農業を基幹産業とする当町にはボディーブローのように地域経済に打撃を与えつつあります。平成30年、ことしの我が町の稲作農業を振り返れば、8月6日から7日にかけて乾燥した風が吹いたことや、7月下旬のフェーン現象が原因として考えられる白穂被害から始まりました。過去の乾いた強風などの被害では、平成16年8月20日に庄内地方を通過した台風15号の熱風により塩害に遭い、それにより大幅な減収になったことを記憶しております。しかしながら、今回は被害地域が限定的なこともあり、地域全体としての収量には余り影響がないと思われておりました。9月に入り、稲穂も大きくこうべを垂れ、収穫量も県の発表では102のやや良とのことであったため、農家の豊作への期待も膨らんでいきました。しかし、この間、台風が幾度となく接近し、その都度もみは振るい落とされましたが、圃場状況から大きな減収はしないだろうというふうに見られておりました。このため多くの農家は、水稻共済への被害申告はされませんでした。刈り取りが始まり、次第に実収量が判明してきました。今の水稻共済の制度では、刈り取り前の被害申告が基本であり、刈り取りが始まってからの被害申告はできない状況にあります。カントリーエレベーター等の共同乾燥、調整施設の利用者や農業法人参加組合員では実収が確定できるため、刈り取り後でも被害申告ができるようになっております。個人農家の乾燥調整での出荷実績では、救済制度は現在ありません。現在、各農業関係機関や国でもそれらの農家の救済措置はできないものかと模索中であります。農家収入の大幅な減少は、さきにも言いましたが、地域経済にも大きな痛手となる。町としてもどのような対策を考えているのか伺います。

次に、庁舎について伺います。今、町は2020年度本体工事完成に向け、役場庁舎の改築事業が急ピッチで進められております。議会でも昨年12月定例会において庁舎建設に関する調査特別委員会を設置し、本年7月24日には中間報告もさせていただきました。本来であれば庁舎建設に関する調査特別委員会の結果を待ち議論するところではありますが、定例議会としては今12月議会での質問しか機会がございませんので、議員各位にもご理解をいただき、また私のほかに庁舎関連の質問も3名ほど予定しておりますので、よろしくお願ひしたいところであります。

今回の議論が庁舎建設に当たって議会報告に参考になればと思い、進めさせていただきます。先般10月の全員協議会で、町から若者定住促進住宅の建設の際の地盤改良工事などの費用が増大するとの報告があり、議会と

しても多額の建設費を費やすメゾネット型の建設は町民の理解を得ることはできないであろうと見送られた経緯があります。このことから、新庁舎も若者定住促進住宅予定地と隣接していることから、地盤の脆弱性が懸念され、地盤改良工事に係る予算が増大する可能性も出てきました。皆さんもご存じのように、防災センター建設時には基礎工事には建設費の部分で多く費やされました。地盤改良工事の際は、本庁舎にもひびなどが入り、影響を受けたというふうに私たち自身体験しております。このような状況から、基本設計の決定時期の関係上、急遽各常任委員会では庁舎研修視察などを行ってきました。庁舎視察では、新庁舎建設の基本テーマでありますその1、経済的でスリムな庁舎、2、町民から親しまれる庁舎、3、環境に優しい景観と調和した庁舎、4、防災、復興の拠点となる安全、安心な庁舎、5、職員が働きやすい庁舎、それに加え基礎工事費用など、また議場、議会事務局室、議員控室等の配置などの使いやすさも含め研修をしてきたつもりであります。現在の町としての考え方は、1階建て平家構造の庁舎を基本に進んでいるようですが、地盤の脆弱性を加味しての基本方針に沿っての考え方なのか、また基本5項目を遵守して今後も基本計画、実施計画に反映していく考えなのかを伺います。

庁舎改築は、町民の最大の関心事の一つでもあります。庁舎建設は、将来の町づくりの拠点、町のランドマーク的なものもあり、遊佐らしさも必要であります。次世代に悔いの残らぬ庁舎建設を望み、壇上からの質問とさせていただきます。

議長(土門治明君) 時田町長。

町長(時田博機君) 528回遊佐町議会12月定例会、町としては大変な事件が10月末に起こってしまいました。職員の不祥事に対して、本当に大変町民の皆様には申しわけなく、ただいま議会の冒頭に議長がおわびを申し上げましたけれども、私からも職員の不祥事ということでございますので、この場をおかりしましておわびを申し上げたいと思っています。再生の第一歩の12月定例会だと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

さて、農業、稲作については、平成30年問題という言葉が大分前から言われてきました。これには国主導による減反政策と戸別所得補償の廃止という、まさに所得減が大きな問題でありました。平成30年度春作業の田植えも順調に進み、平年並みの収穫も期待された中で、特に暑さが厳しい夏の終わりの出穂期と暑さが重なった影響なのでしょうか。我が遊佐町では、8月上旬に白穂の発生が報告され、被害に遭った農家には農業収入の厳しい減少になるのではないかと心配をしております。その後、白穂の被害は町内の広い範囲で発生していることがわかりました。私は、9月1日の鳥海ソーデーマーチの初日に白穂の被害が確認された現地を歩かせていただきました。さらに、稲刈りが始まると同時に白穂だけでなく、減収が明らかとなってまいりました。被害は、庄内地方全体に広がってきていて、中でも遊佐町の収量が他市町よりも落ちていと伺っております。また、刈り取りを始めてから減収がわかったために共済に申請できず、農家収入を直撃する事態となってきていて、遊佐町でおよそ2,000ヘクタールの作付をされている米の減収は被害農家の生活ばかりでなく、地域経済の循環にも大きな影響を及ぼすものと考え、危惧いたしております。

対策の質問がありました。ことしの夏の高温大雨等の天災による農作物の減収については、山形県が山形県農林漁業天災対策資金を創設し、救済に当たってきました。この制度によれば、米の場合は3割以上減収した農家に減収分の45%について200万円を上限に貸し付けを行い、県、農協、市町村で利子補給することにより、被害農家に無利子で経営資金を貸し付けるものであります。制度創設時は、遊佐町の白穂は対象外でありましたが、農協関係者の強い要望により、白穂も対象に入れられております。ただし、現在のところ我が町では貸し付け希望者はいないという状況であります。さらにその後、白穂だけでなく、広い範囲で米の減収となっていることがわか

り、庄内みどり農協が県の資金を拡充した内容で、手続が簡単で貸付額も大きい平成30年度異常気象農作物被害対策資金を創設しております。この資金についても町と農協が利子補給することで、被害を受けた農家の皆様が無利子で融資を受けられるようになっております。融資希望の取りまとめが終了いたしましたら、補正予算につきまして議会のご理解とご協力をお願いいたしたいところであります。

自然災害による減収については、過去の事例を見ましても被害金額が膨大になるため、行政単体では補填し切れていないのが実情であります。先日、山形県と地元選出国會議員が国に要望活動、共済制度に対する要望活動のニュースが伝わる中で、国がことしの不作について救済を検討しているやにも伺っておりますので、ぜひ実現をしていただき、少しでも多くの農家に共済金が支払われますようお願いしており、必要であれば町からも、また議会とともに国、共済組合に強い要望を伝えたいと思っております。共済制度の改編があるようですが、ことしのようなケースで共済金が受け取れないということがないように、農業共済制度のあり方についても国や共済組合に要望いたしたいと考えております。

続きまして、庁舎の建設に関する質問がございました。悔いの残らぬ庁舎建設を。この庁舎建設に当たっては、これまでも私は町の基本的な考えを何回かこの議場で述べさせていただいております。広く町民の声を伺いながら、町民とともに作り上げるもの、これを基本にしておりますし、庁舎内での職員によるプロジェクト会議を重ねること、また町民、議会、そしてアドバイザー参加による庁舎建設検討委員会での議論と意見の取りまとめをお願いし、また実際の建設に当たっては、やっぱりプロの知見、設計者の知見を活用しながら、これらのプロセスと意見集約を大切に進めていくと何回か申し述べさせていただいております。

新庁舎建設用地の地盤については、現在ボーリング調査を行っており、1月中旬には調査結果が出る見込みであります。子どもセンターや防災センター、若者定住住宅建設予定地など近隣の地盤調査結果から、新庁舎建設用地の地盤も軟弱であることが推測されます。ボーリング調査結果を踏まえて、地盤対策等の工法に対して全体施工費を含めた比較検討を行っていく予定であります。

また、新庁舎のデザインについても、庁舎建設検討委員会の結果、議論の結果を踏まえた基本計画に掲げた環境にやさしい景観と調和した庁舎という方針に基づき、できるだけ鳥海山や周囲の景観を大事にした建物となるよう配慮していきたいと考えております。

以上であります。

議長(土門治明君) 9番、高橋冠治議員。

9番(高橋冠治君) 今町長答弁で、先に30年問題ということで大変心配しておりました。まずは戸別補償の問題、そして転作の問題、それが30年度に重なってくるということで大変心配した中でのこの減収であります。単純に計算してみれば、所得補償で1億5,000万円が完全に減って、多分この倍以上のお金が減収分に加算されるのではないかというふうに考えるところであります。その減収と、農家の場合、お米を出してもいきなり全額は入ってきません。法人であればいろんな部分で1年をかけて入ってくるのですが、なかなか金額ベースで実感が湧かないというのが今の農家の決済方法であります。しかしながら、当然各お金はかなり目減りしていることが実際私も通帳を見てもわかります。いかにその問題が大きいかということになってきます。一番問題なのは、町長もおっしゃったように、共済の制度の刈り取り後の申請は基本的にはだめなのだというようなことがずっと続いてきておりました。今も共済組合では、それが基本ですよとっております。しかし、町長答弁にありましたように、国も農業関係機関も、それら農家を補填の部分で何とかしたいという動きはあるようです。その動きがいつ発せられるのか



なかなかわからない状況ではありますが、我々としてはまず期待をしているところであります。

この共済も、今ちょうど変わり目です。なぜかという、収入保険制度が今度入ってきました、この収入保険制度、我々農家もはっきり言って何がいいのかわからないという状況であります。稲作だけをやっていれば今までの既存の部分でいいのかというふうなこともありますし、そこはなかなか今わかっておりません。まず、先ほど答弁にもありましたが、県が高温大雨に対する措置として、山形県農林漁業天災対策資金を創設したというふうにありますが、町の申請者はいないということでもあります。まずはその被害も少なかったのが一番の原因でありますし、それに頼ることがないと、これは逆にいいことだなというふうに思っておりますが、今平成30年度異常気象農作物被害対策資金等を創設しているということでもあります、これをもう少し詳しくご説明していただきたい。上限額は幾らだとか、返済方法はどうか、わかればお願いしたいと、そんなふうに思います。

議長(土門治明君) 時田町長。

町長(時田博機君) まず、これまで共済制度は大体9割まで補償してくれるという前提で加入していたわけですが、ことしがどうも収入補償制度、保険制度の狭間の年、31年度から始まるという本当に大変な時期、ちょうど狭間の年に当たったものですから、東北農政局が発表した作況について、本当に何かどこか本当のところ見ていなかったのではないのかなという、実際庄内についてそういう視点が欠けていたという点が私は決してなかったのではないと思うのです。必ずこれ作況がああぐらいいいという状況で、実際このように落ちるといって自体は、国のチェックの仕方もやっぱり問題ありというふうに認識しております。なぜなら98とか102とかいえば、ことしはほとんどないでしょうというふうに農家に安心感を与えてしまったというのは、やっぱりそれは国よっての誘導もあったのかなと、私から見れば、この地元から見ればそんな思いもしていますし、共済の制度がオーケーになっても、ことし中の収入にならないと、来年にまたいでしまうと、また結局は申告のときに来年度の所得がいっぱいになって、ことしの分が大幅にダウンするということが共済制度の決定と支払いをやったり国に対してことし中に求めていくということがやっぱり大きな課題であろうと思っています。1万5,000円の場合は、ほぼ4億円弱でしたけれども、その1俵が、1万5,000円が抜けてしまうと8億円の減収、ことしゼロですから、所得補償。このような町全体として、そうすると国民健康保険とかのやっぱり所得に関しても、物すごくいわゆる加入者が多い部分で町の国保も大変な状況になるということをもう既に想定しておりますので、それだとやっぱりことし中に何とか認定をしていただいたら国からお金を共済制度してもらおうということをやったり早急に求めていきたいと、このように思っています。

新しいJAとの制度については、担当の課長から答弁をいたさせます。

議長(土門治明君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) それでは、平成30年度の異常気象農作物の被害対策資金制度について、ちょっと概要をご説明申し上げたいと思います。

今回の水稲不作によるJAみどり管内での被害額は、約10億円ということで推計をされているところでございます。そのうち、想定される融資額を被害額の50%、まず5億円と見込んだということでございます。JA管内での農業生産額の遊佐町の割合が20%を占めるということから、5億円の20%の1億円を遊佐区域での融資額と想定をしたというところでございます。この融資に対します貸し付けの利率は1.40%あるのですけれども、それをJAグループから0.425%、JA庄内みどりの営農振興事業及び施設強化積立金から0.4875%。あと、市町から0.4875%ということで負担させていただいて、農家負担の実質の利子をゼロとする制度でございます。ちなみに、負担額を試

算してみますと、融資額総額1億円、6年間融資してこの利子で補給した場合、6年間で約168万円ほどになるのではないかと試算をしているところでございます。

この資金用途につきましては、農業経営の維持、安定に必要な資金ということで、いわゆる営農資金であればということで、細かい、どれでなければならないとかという取り決めはされていないという資金でございます。貸し付け対象者は組合員である方、それから先ほど冒頭出ておりましたが、山形県で創設しました山形県農林漁業天災対策資金の借入れを受けていない方と、それから山形県農業信用基金協会の保証を受けられる方ということで、対象者になってございます。あと、算定の基準の方法としましては、農作物のJAさんより出荷予約数量と出荷実績量の差と単価表での単価をかけて端数を切り捨てるということで1万円単位での資金ということになります。貸付限度額ですが、個人の方では500万円、法人では1億円ということでございます。法人の構成員単位での貸し付けも可能としておまして、構成員での貸し付けがあった場合、法人での申し込みはだめと、不可ということになってございます。貸付期間は、6年以内ということでございます。なお、この利子補給については、今集約中でございまして、JAみどり管内で70件ほど相談に来ているということで、そのうち35件、ちょうど半分が遊佐管内で、相談者は35件あるのですけれども、今のところ申し込みは6件くらいにとどまっているということで、今後2月ぐらいで締め切りになると思いますけれども、3月補正で予算化ということで、町では対応していきたいと思っております。

議長(土門治明君) 9番、高橋冠治議員。

9番(高橋冠治君) 町長もおっしゃったように、私は県の作況指数の出し方、非常に問題があるのだと思います。現在ですら県は95と言っています。この状態であっても95という数字なのです。では、逆に農家に聞いてみますと、そんな作況指数なんて要らないのだと、逆にお米の値段を左右する、一つの操作ですか、左右ではなくて、操作する一つの数字に使われているのではないかというような話もいろいろ聞こえてきます。これが一番の我々の最初のつまずきだったというのは間違いないのだと思います。102で誰も申請出しません。よく見ると、私もさきに言ったように台風等でもみがしながれて、かなり圃場の中には落ちていましたが、まずは大丈夫だろうというような、数字って意外とひとり歩きをするものでありまして、その悪い典型が今回出たのかなというふうに思っております。今後、県は毎年のようにこれを出していくのか、結構指数を出したがるのです。サクラノボの収穫量だとか、ラフランスの収穫量だとか、いろんな収穫量を出したがるのですが、我々にとってはそれが価格変動であるとかいろんな部分に左右されては非常に困るものだなというふうに思っております。そういう考えは、町長と同じでありまして、いかななものかと改善を求めるところであります。まず、共済制度も変わってきますので、それは農家対応として選んでいきたい、いけばいいことであります。ただし、来年度からはこのようなことがないような、後でも数字的に証明できる方法があれば、救済措置が設けられるというような方向性に移るところでありますので、それはそれとしていいのではないかなと思います。

それで、先ほど山形県が設置した救済制度とは違って、今JA庄内みどり、それから町、もう一者どこでしたっけ。それで、無利子の救済制度をするのだと。やり方、計算方式があつて、それ掛ける1万円だという話でありまして、最高500万円程度の上限があるのだというふうにあります。早速いろんな人がこの制度に申し込んでいるということは、やはりそれは余りまだ確定していないのにしてもいろんな部分で要望が高いということはかなり皆さん苦慮しているというあかしであると思います。なので、まず町でもしっかりそういう制度がありますよと、まずは国がもう今検討中だということではありますが、救済措置がなるかならないか早く出してほしいなというふうに思っております。

す。もし出たときに、町もやっぱり農家に対してしっかりアピールして、貸したお金は返してもらわなければいけないのですが、まずは当面の運転資金ということであります。皆さんに周知されるように私は望みますが、その辺どうお考えでしょうか。

議長(土門治明君) 時田町長。

町長(時田博機君) 作柄の指数というのは、本当に何か想像もしないような現状という形で、それは国が、県がという形なのですけれども、かつて9月議会というのは米の収穫どのぐらいになっているかというのが最大の話題になったのが、ちょうど私が当選した当時の遊佐町議会、その当時は集落の生産組合ごとに分刈りというのですか、分刈りを一生懸命やって、多収穫についてやっぱり各集落で表彰し合うという、私たちのできることからという地域でそういう取り組みがあったわけなのですけれども、そういう制度がなくなってしまったというのでしょうか、やっている集落もまだあるやに伺いますけれども、地区ごとにそういう試験的にやっぱり分刈りをお願いするようなことをできるのかどうか、まず私たちでできること、情報を早く確かめるという点ではそのようなことも想定をしておかないと、お上任せではなかなかそれが数値にも踊らされて実態がつかめないということにもなってしまうのかなと、そんな反省していました。9月の定例会でお米の収量に関する質問というのがほとんどゼロだったということは、ここ何年間かそのような状況続いています。やっぱり分刈りをやっている時期には、あそこ何俵上がったと、何俵上がったと、ことしの作柄についてそれぞれ確認し合うという意味では非常に先人はいい行い、いい取り組みをしてくれたのですけれども、世の中の流れというのでしょうか、そんな形で取り組みをできなくなったということについて、やっぱり町として、地域として、もう一遍各地区において1つか2つぐらいは試験的にやってみるということもお願いをしなければならぬ、そんなことも課題かなと私は思っています。

あと、残りの答弁は課長にさせます。

議長(土門治明君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

この被害状況の面積割から見て酒田、遊佐の管内から見て相談件数が非常に大きいという、ちょうど半分ということで70件のうち遊佐管内が35件だということで、今回の被害が庄内の中では酒田、遊佐管内の被害がすごく大きいということがここに反映しているのだと思います。現在のところ、来年度につきましては共済のあり方が変わるということは言われているようでございます。今まで先ほどもいろいろお話ありましたけれども、被害についてはどうしても申告制度になるということでありましたけれども、来年度については申告制度が不用になるのではないかと、それから共済加入が今の制度から任意の共済加入の仕組みになるのではないかと、今いろいろ協議をさせていただいているということでもありますけれども、ことしの分についての被害はまだ全然こちらのほうにも情報等が入っておりませんので、情報が入り次第町としても対応を考えていきたいというふうに思っております。

議長(土門治明君) 9番、高橋冠治議員。

9番(高橋冠治君) それでは、次に移りたいと思います。

次は、庁舎のお話でございます。先ほど私も言ったように地盤の脆弱性、これが一番問題でありまして、答弁の中には1月の中旬にボーリング調査の結果が出て、それからまたどのような方法で地盤の改良等をしながら上物を考えていくというような考え方になろうと思います。今の考えである平家建てというのは、まずはどのようなお考えでそんな今進んでいるのか、まずそれを伺いたいと思います。

議長(土門治明君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四也君) お答えをいたします。

議会にお示しをした案あるいは各種会議の中でお示しをしている案、平家建てというものについては、まだ案の案の段階でございます。きょう、また議会終わりましたら遊佐町議会庁舎建設に関する調査特別委員会の開催を予定されておまして、またそこでも現在状況の検討状況の説明をさせていただきたいというふうに思っておりますが、この地盤対策に関しましては、ご存じのとおりこれまでの公共施設の建設例をお示ししていただきましたが、防災センターあるいは子どもセンターあるいは結果方向転換をすることになりました若者定住住宅の建設に当たってのこれまでの建設実績あるいは調査実績等の反省、評価を踏まえまして、候補地を現庁舎の東側駐車場一帯というふうなことに決定をした際、その際からもう既に地盤の軟弱性、脆弱性については考慮に入れた形で事業の取り組みをしてきたわけでございます。9月に設計に関するプロポーザルの提案、そして公開のプレゼンテーション、審査会を経まして、その際決定をした業者と10月には契約を結んで、速やかに基本設計の策定作業に入ってきたという状況でございます。この基本設計の作業においては、ご懸念の地盤対策、これは中心課題としております。現状におきましては、先ほど来お話しにありましてとおり、まずは地盤調査の結果、地質調査の結果を待つということになります。この調査のおきましては、今のところ1点ボーリングを行ってという形をとっておりますが、その後平面計画がまとまったところで、あるいは階層が案確定したところで建物の4点についてボーリング調査を行う、あるいは地質調査を行うと、液状化対策についてもその分析の結果を反映するという方向でおります。地盤対策につきましては、構造をどうするか、あるいは階層をどうするかと表裏一体でありまして、今現在その平面プランの検討を行いながら、案の案というような形で平家を中心に検討をしているということでございますし、またいずれの地盤対策、工法をとるかということが事業費の大小にもかかわってきますので、これもまた基本計画の中で事業費をうたっております。その事業費をしっかりと踏まえた形で、今後の検討を進めていきたいと思っておりますし、何といたっても安全、安心、防災拠点の整備を図るといったことでございますので、細心の注意払って、今後慎重に検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長(土門治明君) 9番、高橋冠治議員の再質問を保留し、午後1時まで休憩いたします。

(午前11時56分)

休 憩

議長(土門治明君) 休憩前に引き続き一般質問を行います。

(午後1時)

議長(土門治明君) なお、吹浦小学校より傍聴の申請がございましたので、遊佐町議会傍聴規則第7条第4項の規定により許可したので、報告いたします。

また、吹浦小学校、企画課より写真撮影の申請がございましたので、傍聴規則第9条の規定により許可したので、報告いたします。

9番、高橋冠治議員の再質問を保留しておりましたので、再質問を再開いたします。

9番、高橋冠治議員。

9 番(高橋冠治君) 先ほど総務課長からは、平家部分の設計も含めて検討に入っているということでもあります。先ほど町長、何か、いや、俺よく知らないみたいな話だけれども、そういう計画については町長としてはどのぐらいまで今情報を得ているのか伺います。

議 長(土門治明君) 時田町長。

町 長(時田博機君) プロジェクト会議をまず何回か重ねてほしいと、若い世代の声をしっかり反映したものをつくれればいいのではないかと。私に報告来的时候は、検討委員会の出したたたき台の案と、それからどんな意見をもらったかを、そこまで終わってから私に示していいのですよということを今の現状では伝えるところであります。

議 長(土門治明君) 9番、高橋冠治議員。

9 番(高橋冠治君) それでは、これ多層階になるか平家になるかというのは、これただ1階か2階の問題ではなくて全てにかかわる問題なので、それが決まらなとなかなか思いに入っていけないところがまず多々あるのだと思います。なぜかという、私もそんな話を聞いて、ネットなのですが、調べてみました。平家の庁舎があるのか、計画があるのかということで、今全国1,741の自治体があるのですが、ネット検索して、計画もしくはできたところが私がきのうの夜一生懸命やっても1件ぐらいしかないのです。その1件も、群馬県の山合いの長野原町という人口5,200人ほどの町なのですけれども、それもありましたので、かなり平家という考え方は非常に珍しい考え方になるのかなというふうに思っております。

それはさておいて、我々議会としてもいろいろ研修に行きました。それで、木造庁舎、もう総木造です。そういう庁舎もございましたし、PC使い、鉄骨を使ったところがありますが、やはり応じて自分の町の材木だとか県産材だとか、やはり木のぬくもりを大事にした庁舎づくりはどことも考えていたのかなというふうに思っております。ただ、その建設時期によってかなり予算が違うわけです。震災前、震災後、それから震災後の国の予算が入っているところ、かなり予算規模、それから建設のやり方が多岐にわたって、遊佐町とはきばっと一緒になるところはなかなかございませんが、ただ1つ基本計画の中に概算の財源を決めております。その財源は、概算事業費として20億3,000万円ほどというような試算であるが、このぐらいにおさめましょうという金額がございます。本体、外構、解体を含む予算が17億7,000万円です。そうすると、本体工事考えてみますと、外構、解体がどれぐらいかかるか知りませんが、15億円未満に抑えなければいけないというような考え方になります。ここでお聞きしますけれども、庁舎建設の基本的な考え方、20億3,000万円、この予算でまずは進んでいくと。今般を見ますと、なかなか思いのたけで進まないというのが現状であります、これについてどう思っているのか伺います。

議 長(土門治明君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四也君) お答えいたします。

平家建ての考えについて再三ご意見をいただいておりますが、全国でも総平家建ては珍しいのではないかとのお話もございました。壇上では、基本計画で示す5つのテーマのご確認もいただいております。また、遊佐らしさの追求、遊佐らしさが必要ではないかというお話もありました。仮に総平家建てという形をとった場合、そしてまた木のぬくもりを感じられる建物、庁舎であるとなっていた場合、まさにそのことが遊佐らしさの追求につながっていくのかなと思いつつ、ただいまのご質問を伺っておりました。

後段ございました予算、事業費の関係でございますが、お話いただいたとおりの内容でございます。今現在は、その計画で示した総事業費20億円を堅持する方向で検討を進めているという状況でございます。

以上です。

議 長(土門治明君) 9番、高橋冠治議員。

9 番(高橋冠治君) 平家が遊佐らしさを示しているのではないかという話でありました。ただ、平家にした場合、非常に自然光が入りにくくなると、ワンフロアの移動距離も長くなるというマイナス部分も出てくるのであります。その辺も踏まえてお考え願いたいというふうに思っております。

私も壇上から言いましたが、隣の防災センター、2億四、五千万円の総予算でありましたが、たしかかなり地盤改良にお金がかかって、地盤工事中は庁舎も揺れておりました。建物自体の地盤改良費にどのくらいお金がかかったか聞いたら、予算の二十五、六%はかかっていますよという話でございました。そうすると、こちらが本体工事が15億円とすると、その25%なので、かなりの部分が基礎工事に持っていかれるということで、当初の予算の上物の予算がそれで確保できるのかというふうな心配もされます。その点、上限を20億円というふうに決めていくとすれば、基礎工事、地盤改良工事にお金がかかっていけば、その分を引いた上物の設計になるのか。これは今から幾らでもふやすなんて、そんな話はないので、そこはやっぱり考えていくべきものかなというふうに思いますが、町長、町長のお考えとしては、これで必ずいくのだと、でもいろんな町民の要望、これから議会の皆さんからも計画、こうしてくださいよという話が出ようかと思いますが、町長自体どのようにお考えなのか伺います。

議 長(土門治明君) 時田町長。

町 長(時田博機君) 議論は議論として、基本計画の次に基本設計についてという意見を賜るのは、それはすばらしいことだと思っています。私がそれに一口を差し挟むということになりますと、最初に申し上げた庁舎建設に当たっての基本方針から外れることをみずからが行うということになりますので、それは全体的な考え方についてはその合意のもとで進めてきてございますので、平家なのか、一部2階なのか等を含めて、それは検討委員会で検討していただければありがたいと思っています。ただ、これからの遊佐町の人口の推移、これから10年後になったら、また2,000人ぐらいいは減ってしまうのでしょし、職員もそんなふえた計画では多分つくれない、それは思いますので、それら等のこともしっかり視野に入れれば、そんな無制限にいっぱいかかっていいですよという形は、当然それはそれだけ次の世代に、後世にツケを回すということになりますので、私はそれはなるべく避けたいなど思っているのは事実でございます。ただし言えること、つくるのだから何でも受け入れなさいよという形には、それはなかなかできない。厳しい取捨選択の段階が、その次に町民の皆さんの英知をいただいています検討委員会でそれら等をしっかり、その委員会を信頼していますので、それらはしっかり議論していただけるものと思っております。

以上であります。

議 長(土門治明君) 9番、高橋冠治議員。

9 番(高橋冠治君) 検討委員会で今議論している中で、町長の私案が入るのはやはりいかなものかということでもあります。

今言ったように、予算の中でのなるべく、あるいはテーマの1にシンプルでコストがかからない庁舎づくり、これシンプルで、それはそれなのですが、意外と相反する部分があって、シンプルだから必ず低コストになるというわけでもない。俗に言う平家建てだから安いとかではなくて、一般的に言われていることは総二階にするのが一番安いのだと。私もこのプロポーザルやって、このプロポーザルは業者選定するだけの一つのものなのだと思いますが、プロポーザルされる業者はやはり町の思い、テーマに沿っているいろいろやって、これがいい、あれがいいというふうに、当初木造というような話もあったはずですが。今の考え方は、もう鉄骨ということで、そうすると業者選択は、プロ

ポーザルは業者を選択するだけで、あと選択が決まって、受ければその中で幾ら変えてもいいのだという風潮が今あるのです。だから、私もそれが不思議で、今回プロポーザル参加しない別の業者に聞いたのですが、どうもそういう風潮があって、その一番悪い例が鶴岡の文化センターみたいなふうになってしまうのだというふうな話もされておりました。なので、プロポーザルはあくまでも業者選定の一つだ、だからその考え方は後から何も参考にならないのだというような考え方は、私にとってはいかがなものかなというふうに思っております。やはりそれなりに庁舎をつくって、町民もそして中にいる職員も快適に仕事できる、快適に庁舎を訪れる、そんな庁舎にするべきでありますので、ある程度のそれを参考にしながら、やはりこれから実施設計に入っていくのだと私は思っておりますので、そのことは十分示していきたいなというふうに思っています。

ただ、時間もありませんので、私のほかにもう3名ほどこのことについてはいろいろ質問します。私は、基本的なこと、階層が決まらなるとなかなか頭の中の設計図もできません。そして、今ボーリング調査の結果でまだわからないのだという話もありますので、なるべく早くいろんな情報を得て、頭の中でしっかり組み立てのできるような形にしてほしい。そうしませんと、議会のほうからもしっかりした提案もできませんので、よろしく願いして、私の質問は終わります。

議長(土門治明君) これにて9番、高橋冠治議員の一般質問を終わります。

2番、松永裕美議員。

2番(松永裕美君) 総務省の国勢調査及び国立社会保障人口問題研究所によりますと、遊佐町の将来推定人口は2025年男性約5,500人、女性約6,000人、2040年には男性約3,800人、女性約4,000人と推測されており、国全体を見渡しても人口の2人に1人が65歳以上、2.9人に1人が75歳以上になると言われております。働き手、担い手である若者が激減するということは、税収入の低下や高齢者の医療や福祉の負担増から財政継続が難しいとされ、限界集落もあちこちに続出する未来が私たちを待ち受けているわけでございます。

さて、前述いたしましたような諸問題の決定的な解決策がまだ明確化されていないわけで、このような大きな問題を両肩にずっしりとしよっているのは何も当町だけではございません。将来安心して住みやすい町をつくるためにも、町民の皆々様の小さな声や困り事に日々耳を傾け、少しでも牛歩戦術であろうとも、改善、解決していくことが地方自治体議員の責務であると思っております。

遊佐町総合発展計画(第8次遊佐町振興計画)平成29年から31年度第1期実施計画と第2期の30年度から32年度どちらにも明記されてございますとおり、基本計画第4章第2節安心して暮らせる地域づくりの枠に当てはまる質問を私から1つ目にさせていただきます。高齢者の方、特にご家族と一緒にではなく一人で暮らしていらっしゃる高齢者の方の消費者問題についての質問です。当町では、平成29年度行政報告書を調べますと、65歳以上の人口は5,497名、その中で寝たきりの方が高齢者で237名、ひとり暮らしの高齢者の方が705名、高齢者のご夫婦世帯のみ、こちらが563名となっております。高級食材やカニやお肉など代金引きかえで送りつけられてしまい、年金のほとんどを支払う羽目になってしまったという悲痛な声も寄せられております。ただ、業者側も巧みな話術をマニュアル化し、電話で何度もご自宅にかけ、それを防ぐことがなかなかできません。自宅の固定電話に頻繁にかかってくると言われている高齢者をターゲットにした巧妙な手口の悪質勧誘販売などの消費トラブルを高齢の方は的確かつ迅速には対応できないのも現状であります。水面下で発生しており、なかなか表面には出にくい問題ではあります。町民の安心、安全な暮らしを守るために町が考えていることをお伺いしたいと思います。また、今までに産業課のほうに寄せられました相談件数とその対応と対策についてもお伺いいたします。

余談ではございますが、毎年当町の生涯学習センター大ホールにおきまして戦没者の記念式典が行われております。とても大切な式典でございますが、こちらの献花を述べる町民の方がおられるほうのところには手すりがございますが、上るところにはないというこのような手すりの問題もこれからは一つ一つ気づいたら即対応していくという姿勢が大事なのではないかと私は日々思っております。

2つ目の質問でございます。安心して健康的に暮らせる環境整備の一つとして、医療や介護体制の充実についての質問でございます。先般の町民と議会の語る会でも政策提言の中にどうして医療が入っていないのですかという町民の方からのご指摘もございました。厚生労働省も団塊の世代が75歳以上になる2025年を展望すれば、在宅医療や介護の推進を力強く進めていかねばならぬと文書でも通達しております。ただ、慢性化する看護師不足対策の一環としまして、当町ではさきに平成24年に先輩議員の方々のご努力と行政の方々のご努力で遊佐町看護師等奨学金貸付条例を制定しました。町内医療機関で勤務する意志のある看護師、准看護師を目指す方に奨学金の貸し付けを行っているわけでございます。こちらの実績などもお聞かせください。

また、介護従事者の負担軽減に資する介護ロボットなどの導入支援のお考えと、外国籍の町民の方の介護現場における活躍の現状と今後の採用などのビジョンもお考えを質問させていただきます。

最後に、移住定住促進施策についての質問をさせていただきます。当町は、移住施策に関しましてもパイオニアとして着実な実績を積んでいることは私も十分理解しておりますが、田舎暮らし体験ツアーなどの集客ターゲットを前述の私の2番設問とリンクさせまして、看護師、介護学生のための遊佐町移住体験ツアーを新たに展開させたり、交流人口の拡大のため空き家を利活用し、パッケージレンタルシステムなどもこれからは取り組んでみてはいかがでしょうか。ここに提案させていただきます。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。

議 長(土門治明君) 時田町長。

町 長(時田博機君) それでは、2番、松永裕美議員に答弁をさせていただきます。

まず、第1点目でありました安全、安心、暮らしやすい町、高齢の関連の問題についての質問でありました。今年度、町にあった消費者相談については、架空請求が3件、そのほかインターネット回線関係、請求トラブル等で計7件でございます。県消費生活センターの指導を仰ぎながら対応に努め、被害というまでにはまだ至っておりません。近年、特殊詐欺ということで、少し前まではオレオレ詐欺とか振り込め詐欺、最近では山形県警ではうそ電話詐欺と呼んでいるようでありますが、それらについて依然として被害の報道を目にすることがありますし、電話勧誘ではインターネット接続回線関係での電話が頻繁にかかってくるという声も多いようであります。電話での勧誘は、相手側が非常に話し上手であり、インターネット関係については用語も難しく理解できないものが多く、高齢者の方はもとより、若い方々でも対応に苦慮していると伺っております。毎年このような詐欺や悪徳商法全般については、啓発チラシを作成し、全戸配布をし周知に努めているほか、高齢者宅でヘルパーさんが入っているところではヘルパーさんを通して担当課に連絡があったりすることもあります。町の産業課の相談窓口では、専門的な知識を有していることが多くないことから、今後も引き続き県消費生活センターと連携し対応に当たっていくほか、電話や訪問での勧誘販売については、お一人ですぐに判断しないで、町の相談窓口はもとより、家族やご近所のお知り合い、民生委員さん等にご相談することを勧める啓発も努めていきたいと考えております。

2番目の質問でありました我が町の介護、医療体制の充実という形の質問でありました。1つ目として、看護師等奨学金活用者の実績について説明を申し上げます。本町では、町内医療機関の看護師不足を解消するために、



平成24年に遊佐町看護師等奨学金貸付条例を制定し、町内医療施設等で勤務する意志のある看護師、准看護師を目指す方に月額5万円を上限として奨学金の貸し付けを行っております。利用の実績につきましては、平成30年度まで9名の方が申請し利用しております。年度別では、平成26年度1名、平成27年度4名、平成28年度2名、平成29年度2名となっており、平成25年度と平成30年度は新規の申請がありませんでした。今後もこのような奨学金制度を通して町内医療機関の看護師等の確保が図られるよう努めてまいります。なお、看護師の奨学金については、町内でお勤めをいただく期間によってそれらは返済しなくてもよいというような支援の制度でございます。

2つ目の介護ロボット導入の支援についての質問でありました。昨年度、山形県がモデル事業として、2分の1の補助で100万円を限度に実施をしております。しかし、今年度は県の補助事業はなく、来年度についてもまだはつきりしない状況であります。町としては、国、県の動向を見ながら、支援について検討していきたいと考えております。

3つ目の質問でありました。外国籍の方の介護現場における活躍の状況と今後の採用等についてであります。現在町内の特別養護老人ホームで4名、グループホームで1名の方が働いております。いずれの方も結婚して遊佐町あるいはにかほ市に在住している方であり、介護職につくために遊佐町に来たという方はおらない状況であります。どこの施設でも人手不足ということもあり、雇用については前向きな考え方を持っているようでありますが、介護の仕事は人と接する職場であることから、会話などきちんとしたコミュニケーションがとれて、高齢者の状況に対応できることを求められているようでありますので、採用の判断はそれぞれの事業所になるようであります。

3つ目の質問でありました。移住、定住の促進についてのお話でありました。我が町では、平成22年8月から何とか定住促進を進めたいと、これらを考えながら定住促進懇談会を設けながら、平成24年度末までに定住促進計画を整え、平成25年度から町が独自に第1次定住促進計画としてこれらを既に実施をして、30年度からは第2次の定住促進計画を基本に進めている現状にあります。田舎暮らしツアーは、NPO法人いなか暮らし遊佐応援団が主体となり実施をしております。参加者は少数ではありますが、移住を検討する家庭、起業を目指す方々から参加いただき、NPO法人、集落支援員、定住促進係が連携して対応し、遊佐町の暮らしをお伝えをしております。看護師など専門的な職種の方々へのツアーの実施については、病院、医院、歯科医院などの協力が必要になるため、福祉サイドとの連携により協議をしてまいりたいと考えております。

以上であります。

議長(土門治明君) 2番、松永裕美議員。

2番(松永裕美君) 先日、秋田県の八峰町に庁舎の視察に行っていましたときに、人口7,000人の町なのですけれども、とても八峰町らしいある行政の取り組みがございましたので、最初に説明させていただきます。7,000人ほどの小さな町です。やはり高齢者の方が不便な中、バスで町役場にいらっしゃいます。「帰りどうするんですか」と私がお聞きしましたら、なんと軽く「職員が送っていくんですよ、うちに」とおっしゃいました。えっと私は最初驚き、「職員の方がご自宅まで高齢の方を送られるんですか」と言うと、「そうなんです」、「公用車を使ってそのような取り組みをしています」と、私からしたら目からうろこというか、ずっと循環のバスがどうか、デマンドがどうかと考えていたのですが、とても単純で、やはり長い距離見に行ってもよかったです。私たちから見れば考えつかないようなことでも、やはりそのくらいのコンパクトな町では既にやっているとか、そういうことがありました。

それと同じで、今回総務厚生常任委員会のほうで、町の政策提言でちょっと本題のほうには載らなかったのですが、犯罪を未然に防ぐ対策をつくるべしという項目を考えさせていただいた素案がございましたので、発表させていただきます。これからはひとり暮らしの高齢者世帯がふえますので、それをターゲットにする詐欺集団や悪質な訪問販売、悪質な電話勧誘を未然に防止するための対策に取り組み、高齢者の方々も安心、安全に暮らせる住みよい町づくりを進められたいということで話し合いました。ただいまの町長の答弁にございました啓蒙活動は、当町はしっかりとやっていると私は認識しております。先日も広報のほうに若者を狙った悪質商法のきちんとしたわかりやすいリーフレットが入っております。今回私が相談を受けた件数は、やはりひとり暮らしの方で誰にも相談できないし、酒田警察に言いに行くまでもないのだけれどもというやはりでも小さいけれども大きな悩みでございます。電話を受けてしまうと寂しいからつい話してしまうし、結構ですという言葉が、いいですよという、送ってもいいですよという言葉に変わったりします。私は、これはどうやって解決すればいいのだろうと思って日夜考えたところ、これもまた目からうろこで、たまたま息子の通帳をちょっと解約しなければいけない手続を都市銀行に行くと念願のやっとその通帳を解約できたのですが、そのときに都市銀行の銀行員の方がさっと「港区では高齢者の方に自動通話録音機を全員に貸し出していますよ」とおっしゃったのでした。私は、これだと思って、さっそく東京都港区に確認しましたところ、しっかりとホームページで自動通話録音機を無料で貸与します。自動通話録音機とは、電話の呼び出し音が鳴る前に自動的に相手に警告して、その後の通話の内容を実際に録音するという機械です。通話の録音を振り込め詐欺の犯人が嫌うため、犯罪を諦めさせる効果があります。これはてきめんだそうです。港区は、皆さんもご存じのとおり25万人ほどの東京でも大きな都市で、犯罪率も高うございます。そこで警視庁とタイアップして、こちらには34人区議会議員がいらっしゃるのですけれども、多分これを採用したのだと思われる。ただ、その録音機は無料なのですが、電気料金は自己負担ということで、希望者には設置を支援するサービスもありますということで、それは人材派遣センターのほうに頼むそうです。それで、振り込め詐欺撃退のための自動通話録音機を利用してみませんかということで、高齢者がいる世帯などに無料で貸与していますということでした。これは、どうして効果があるかといいますと、とにかく電話が鳴ったら、「この電話は録音されています」というものですから、相手がそこで電話を切ってしまう。それで、遊佐町では使えるのかなと思って、5人くらいこの電話を実は持っている方を知っていたので、どうですかと聞きましたら、3人は有効だと。あとの2人は、ほかから電話が来たときに面倒くさいので、買ったけれども、もうやめましたという、なかなかそう現実はいまうまいかないようでした。なおかつ、酒田警察の生活安全課のほうに確認しましたら、そちらも実は貸し出していますということでした。でも、これは私たち町民にはやはりわからないことであって、遊佐町の町民の方は誰も手を挙げていないということで、10月に確認したときはまだ3台ありますということでした。なお、今回もう一度確認しに行きましたら、あその後1件だけ酒田の市内で100万円の還付詐欺がございまして、その10月時点では3台誰にでも貸し出せますという対応だったのですが、今は不安だから貸してほしいでは貸せませんということで、刻々とこの犯罪に対する高齢者の方が追い詰められている状況を認識しました。ほかの自治体と比べたら申しわけないのですけれども、せっかく対応できるものがあるということなので、このようなものを取り入れるというお考えは当町のほうにはございますでしょうか。

議長(土門治明君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

今の自動電話録音機の件を例としてお話しいただきました。その前に全国的に見ますと、やっぱり80歳代の方で

はおおよそ半数ほどが周辺にいる第三者からの相談ということになっているということで、個人からというよりも周りにいる人が気づいてというパターンだということが言えます。その中で遊佐町もそういった形なのですけれども、これからやっぱり地域で高齢者を消費者被害から守る仕組みづくりを強化していかなければならないのではないかとこのように思っています。家族でありますとか、ケアマネジャーでありますとか、あとホームヘルパーさん、あと民生委員の方々周囲におりますので、そういった方々の連携を深めてやっていかなければいけないというふうに思っております。産業課部門でいろいろ対策は行っておるわけですけれども、消費者生活センターと連携いたしまして、なかなか専門的な知識は町の職員でもなかなか持ち合わせないものですから、そちらのほうにも相談しながら、どういった対応がいいのかということで実際対応に当たって、解決をしたという例もございます。同様な事件が、事件というか、そういった商法とか発覚しましたら、町のホームページにも今掲載をさせていただいているということであります。あと、チラシの作成、配布でありますとか、今年度は出前講座のほうで、ある集落のほうで悪質商法被害の対策講座開設などを開かせていただいているというような状況です。

固定電話の件なのですが、実は平成28年度に山形県のくらし安心課のほうから県内の市町村に固定電話用の通話録音機が貸与されております。町でもそれについて2台貸与されたのですけれども、28年の6月にモニター募集のお知らせを町広報などに掲載しまして、2名の方からモニターとして設置してもらっております。現在も1名の方からは引き続きモニターという形で継続していただいておりますけれども、もう一台については役場のほうに保管されておりますので、希望があれば貸し出しを行えるという仕組みになってございます。なお、この件につきましては、先ほど議員がおっしゃいましたとおり酒田警察署でも貸し出しをされているということでございますので、そういったことも含めて再度そういった仕組みがあるのだということを町民の方々にお知らせをするという機会をつくっていききたいというふうに思っています。

以上であります。

議長(土門治明君) 2番、松永裕美議員。

2番(松永裕美君) 当町のほうで2台モニター募集をしましたと、それで今まだ1台貸与できるものがある。そして、今私が生活安全課さんのほうに確認した3台、この4台が今現実この悪質商法に対応できるツールがあるということがこの議会でわかり、それを聞いた方が、では自分つけたいのだという方がいれば、私はこの港区のように全部に無料録音機を配布しましょうという動きよりは、とても現実性がある、やはり1台、2台、3台、4台の少ない台数ではありますが、ゼロよりは全然前向きだし、当町にとってはいいことなのかなと今答弁いただいて思いました。

それと、もう一つ問題なのは、なかなかやはりひとり暮らしの方は家族に相談できないし、そしてまた昔と違って人間関係とかもなかなか希薄になっておりまして、なるべく人に迷惑かけない、かけたくないという気持ちもございまして、ちょっとした悩みも相談できないのが現状だと思います。実は私は、この通話録音機が貸せるということを知ったときに、その困っている方にこういうことで防げますよ、解決しますよとお伝えしには行ってみたのですが、これは月に50円電気料かかるというシステムなのですが、ちょっとその50円かかるのはできないということで、それを私が無理無理それをサポートすることはできませんので、やはりさまざま我々も対応をしなくてはならないのだということを実感いたしました。私は、やはり先ほどおっしゃったように啓蒙は大事だと思っておりますし、生活安全課の方も喜んでそれを自分たちも遊佐町さんのほうに行きますので、ぜひ連携してほしいと回答をいただきましたので、やはりこれからは行政と警察と、そして地域の民生委員の方たちがいかに密接にガラス張りといいま

すか、困ったことがあって、どうしたらいいということで、話し合う。そして、それを解決に向かっていくという時期に来ているのかなと思っております。なお、本当にびっくりしたのは、最初に聞いたときは3台どうぞ貸せませよという対応だったのですが、たった1カ月で事情が変わるといふか、結局4月から秋までは全然被害件数がなかったもので、酒田警察さんのほうも貸せませよという感じだったのですが、やはり1件そういう被害が起きてしまうと、もう厳しくなってしまうという現実も、私は今回1カ月で、1カ月半で、2カ月でこんなに事情が変わってしまうのだなと思って、別にそれは生活安全課の方にあのときはこうだったではないですかという話はしなかったのですが、やはり時代がこんなにも目まぐるしく変わるといふことを活動しながら実感しております。

では、次に移らせていただきます。当町の看護師さん、あと働き手、そして看護学生の方をふやしたいということで、私はこの施策はとても評価できる施策だと思っております。そして、なおかつ県のほうがなかなか動いてくれない場合は、ではどうするのだという話なのですけれども、ただ国のほうを見ましても、現在は介護の労働人口が減少している中で、やはり施設としてもロボットというとちょっと皆さん余り大きさに思うのかもしれないけれども、ITを活用したり、そういう時代に突入しているのではないかなと私は日々思っております。ロボットやAIのデジタル労働力や多様な制度で日本にやってくる外国人の労働力の方を組み合わせるといふのも、そして町も推進していくほうがこれからの当町にとってはよい解決法なのかなと思っております。そして、看護師等奨学金貸付条例をつくり、当町も前向きに取り組んではいるのでありますけれども、なおロボットだけではなく、これからはサポートできる介護関係のさまざまな支援の器具が発案されているということでございました。介護においては、移乗支援と移動支援、排せつ支援、見守り、コミュニケーション、入浴支援というカテゴリーに分かれるのですけれども、重い方、介護士の方が患者さんをだっこして運ぶときに、パワーアシストといつて、そこに器具を装着して軽減するといったものや、あと一番私が今回調べてびっくりしたのが、24時間体制で寝たきりの方をおむつではなく、おむつ型の洗浄する器具も今は開発されているということでした。それで、もし当町も、今すぐそうはいかないのですけれども、これからの時代を考えれば、さまざまなこういう移動支援ができる歩行アシストカートや見守りセンサーができるようなシステムや、そういう時代に入ってくると思うのですけれども、そこに対しての当町の考え方をお聞かせ願えればと思ひ、よろしく申し上げます。

議 長(土門治明君) 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長(高橋 務君) お答えをいたします。

最先端技術を使って、そうした介護にかかわる新たな器具の開発というのは本当に進んでいるのだろうというふうに思っているところでございます。そうした器具のいわゆる導入につきましては、それぞれの事業者で判断をしていただくというふうになると思っております。町としてそういうことを推奨とかというふうなことは今のところは行っていないということでありまして、導入に当たって費用がかかる、こういったことについて支援をいただきたいとか、そういった要望があれば検討をしていくというふうを考えております。昨年度ですか、県で100万円でしたっけか、そういった介護にかかわるロボットの導入にかかわる支援制度を去年設けまして何か県内で2施設が利用したというふうになっておりますけれども、そういった形でそれぞれの施設の動きに合わせて対応をしていくというふうになろうかと思ひます。

議 長(土門治明君) 2番、松永裕美議員。

2 番(松永裕美君) 介護ロボットと申しまして、皆さんがご想像しているような本当に人間型のロボットだけではなく、小さな動物型のロボットや、それはなぜ必要かと申しますと、やはり人手が足りないの、それで見守りや

対応するに当たって介護ロボットもしくはサポートとしてのものがこれからはとても役に立つような時代になるのではないかなと私は思っております。すぐには実現はできないのかもしれませんが、やはり一番大事なのは我が国がどのような方向に向かっていて、そして厚生労働省がどのような指針を出していて、そしてそこに県がどのように予算づけをするか、そして今町長の答弁でもあったのですが、なかなか山形県は東北6県の中でもまだまだ介護ロボットや介護事業については先進的な取り組みは前向きにしていないという事実もございまして、せっかく例えば我々の当町の医療関係者とか、そういう方たちがやる気があっても、そこで次に進めないというのはとても悔しいことだと思いますので、例えばロボットフェアなんかも手を挙げるときちゃんと厚生労働省が対応してくれるということだったので、ぜひそういうところにアンテナを高くしていただいて、当町だけがするということではできないのかもしれませんが、前向きにやる町をやはりこれからは国も大事にしてくれると思いますので、どんどん、どんどん今どのような状態になっているのか、そして介護現場がどうであるのか、そして医療現場が今何を必要としているのかというのはどんどん当町のほうから、行政側のほうからコミュニケーションをとっていただけたら、とてもいい結果が出るのかなと思っております。なぜならば私の医療関係をしている友人や知人がとても介護の人不足プラス例えばIoTとかロボットの取り組みとかを一生懸命調べて、何とかこれを遊佐町もしくは庄内でできないものかと常に会議をしていったりする事実がございまして、それをどうにかして私も当町につなげたいと思っているのですけれども、私の力がまだ微力なもので、具体的にはなりませんけれども、ぜひ今回のように医療のことをなかなか議会では話せる機会がございませぬので、ぜひそれを一つの突破口として一歩でも前に進めたらと思っております。

議 長(土門治明君) 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長(高橋 務君) 町内のいわゆる介護施設では、2カ月に1回程度運営推進会議というものを行っております、その集落の代表の方ですとか民生委員、そして役場の担当からも出席をして、それぞれの施設の運営の状況なりをお聞きをしたり、意見交換をするというふうな場もございまして、そういったことを通じながら現場の状況等を把握しながら、可能なことについて対応していきたいというふうに思っているところでございます。

議 長(土門治明君) 2番、松永裕美議員。

2 番(松永裕美君) それから、先ほどの移住、定住のほうにはちょっとまだ最後に入るもので、導入部分でお話しさせていただきたいのですけれども、最上町の移住施策の中で、11月10日に山形県看護協会会館にて山形県看護研究学会で最上町で暮らし体験ツアーをしませんかということで、看護師、看護学生のためのということで、そこに集中して、そこにコミットしたものでツアーを企画し、最上町に1泊2日、参加費無料で定員5名まで、学生の方は保護者、同行者参加が可能ですというご案内のチラシを見たときに、私は最上町進んでいるなと思いました。皆さんもご存じだと思いますが、知識の深い町民の方から私はお伺いしたのですが、最上町は若者定住住宅も県の中でも進んでおりまして、すばらしいものをつくっている町でございまして。そして、今回も体験ツアー、田舎暮らしという中に、もう看護師さん、看護学生のためのところをダイレクトにそのターゲットを決めて施策をしているところと、それをどうもちょっと不確かなのですが、その看護師さんたちがたくさんいる研究学会に何か町長がいらっやっ、これを皆さんにお披露目したというちょっと型破りな形を聞いたときに、とうとう田舎暮らし移住ツアーもここまで来たかと私は感じました。やはりアグレッシブにいろんなことを考えて、あの手この手を変えてやっという感じなのだなということも実感いたしました。

そして、あと先ほどの外国籍の方の当町での働いている人数なのですが、私は自分が考えていたよりも多くて、

正直驚きました。お嫁さんで日本に来て、遊佐に来て、そして介護の現場で、多分言葉も、そしてマニュアルも日本語でわからない中で、頑張って働いていらっしゃる方がこんなにいたのだなということと、やはりそれをもろもろ働く気持ちがあるから働きに応募するのですが、受け入れている施設の方も私はすごく努力なさっていると思います。やはりただ教えるのではなく、丁寧に、懇切丁寧に、タオルはこうするのですよとか、このものはここに置くのですよとか、コミュニケーションをとって気遣って、このような外国籍の方が当町で介護現場で働いているという事実を議会でお聞きできてとてもうれしく思いますし、これからも国のほうでは外国人労働者の件ですったもんだしているのですけれども、当町は当町の形で、やはりいろんなトラブルもあろうかと思えます。いろんなアクシデントもあろうかと思えます。ただ、働きたいという気持ちがある方、そして足りないのだと、介護現場はこんなに大変なのだという声をマッチングするのが行政の役割だと思っていますので、そのあたりもこれからも引き続きサポートをお願いしたいと思います。答弁お願いいたします。

議長(土門治明君) 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長(高橋 務君) 初めに、最上町の病院の事例などもご紹介をいただきました。町立病院があるということで、そういった特性を活用しながら、そういった取り組みをされているということだと思っております。遊佐町の場合は、自治体病院ございませんので、民間の医療機関でのいわゆる看護師の確保に資するというところで奨学金制度を設けてございます。条件としては、町内の医療機関あるいは福祉施設で働いていただくということが最大の条件でありますので、実は利用される方の住所要件は設けてございません。そういったことから、酒田市の方も利用されている方はいますというふうなことで、そういった内容で町内で働く方の確保を図っているというところでございます。

それから、もう一点、介護の現場の関係ですけれども、私も先日特養の施設の事業者の皆さんと懇談する場がありまして行ってきましてけれども、外国出身の方は労働意欲はすごく高いというふうにお聞きしております。唯一大変なのが言葉と文字だというふうに聞いております。資格を取るためには試験を受けなければならない。その試験が結局日本語だということで、その習得が一番苦労されているというふうにお聞きをしております。そういった意味での教育委員会と連携した日本語教室であったり、そういったことも将来的には可能かなというふうにも思っておりますので、状況等把握をしながら対応できるところをやっていくというふうにしていきたいと思っております。

議長(土門治明君) 2番、松永裕美議員。

2番(松永裕美君) 確かに町立病院があるところの動きと当町では差があるというのは認識しております。やはりいろんなこれはできる、これはできないということがたくさんございますので、しっかりと私も認識を間違わないようにやっていきたいと思っております。

それでは、最後になりますが、移住、定住施策について触れさせていただきたいと思えます。6年前に私が移住のお手伝いをさせていただいたときに、ご夫婦で舞台地区に入った方がお子さん2人生まれて、この前お会いしたら、何とご両親、小田原から空き家を買って移住なさっていて、結局そのときは2人だけだったのですが、ファミリーが6人になっておりました。やはり1人、2人から始まったことがこのように末広がりに、そして例えば舞台という地区でも空き家が2軒あったのに対し、若夫婦が1軒リフォームして住んで、もう一軒自分たちの力でやっぱり直して、とても住み心地のいい暮らしをなさっておりました。成功例というのはなかなか少のうございますが、私はやはりさまざまな困難も乗り越えて、フロンティア精神と申しますか、私は遊佐の人間ですけれども、遊佐をこんなに愛してくれて、開拓精神あって、本当に定年後に自分の娘が遊佐にいるから奥様といらっしゃるというその決断が私

はずばらしいなと思った次第でございます。

そして、今回私が提案させてもらったバケーションレンタル、レンタルバケーションでもいいのですけれども、この提案はよく言われるのです。遊佐町さん、こんなに空き家があるのだから、ちょっとお試し的に住んでみてはという、もっともっとPRの仕方とかやり方変えれば、来たい人いっぱいいるよということを、これは移住なさってきた方からのやはり声でございます。もちろん宿泊の決まりや宿泊法やら、とても難しい問題たくさんございますので、まだまだ議論しなくてははいけませんし、ただ細かいことはこれから詰めていけばいいと思うので、方向性だけを議論させていただければありがたいと思っています。

議 長(土門治明君) 堀企画課長。

企画課長(堀 修君) お答えをいたします。

このバケーションレンタルというのは、物件の所有者が部屋を使用しない期間、第三者に貸し出すというシステムだそうでございますけれども、物件というのは我が町で言う空き家を指しているということのようでございます。実はことしの9月、10月に町外に住む空き家の所有者の方にアンケート調査と申しますか、空き家の利活用実態に関するアンケート調査というものを行ってございます。318件ほど通知を出した中で、137件の回答をいただいております。その中にお盆を除く期間、そのお盆というのは多分自分たちが住む期間以外という意味だと思っておりますけれども、その自分たちが使っていない期間に短期間使用のレンタルをしたいというような意見もあったということでございます。最近では、地方を拠点にした長期休暇の過ごし方と申しますか、そういった過ごし方にも人気が出ているということでございますので、この空き家を利活用したバケーションレンタルシステム等につきましては、観光サイド、それから宿泊施設等との調整がありますけれども、そういった方々との調整を含めまして、今後の検討課題、研究課題とさせていただきたいと思っております。

議 長(土門治明君) 2番、松永裕美議員。

2 番(松永裕美君) 私は、一番大事なことは施策をして取り組んで、今答弁ございましたように、今アンケートをとりましたと教えていただきましたが、やはりそのデータを確認して、どうなっているのだと、どんなふうなのだという振り返りをするのだと思っております。やはりデータで、今当町が進んでいる方向はいいのだとか、そしてどういう気持ちで移住者の方が来てくれているのだとか、町民の方たちとの折り合いはどうだとか、やはり見えてくるものがあると思っておりますので、私はこの318件のアンケートに取り組んでくださったというところには本当にありがたいなと思っております。そして、今とても不思議に思うのですけれども、何かをしようとすると、何か必ずストップがかかってしまうことがあって、矛盾との戦いではないのかなと私は行政の方たちのお仕事見ていて思います。せっかくいいことをしようと思っても、やはり例えば今おっしゃったように自分たちがいないときに貸しますよと承らしたとしても、コンプライアンスで本当に細かいところまで、ここはさわらないでとか、使った後にここは直してとか、1軒1軒、100人本当100通りで、全然価値観が違うという現場を私は存じ上げております。やはりそこを簡単にえいやっとやってしまうとひずみが出てしまったりするので、今おっしゃられたような私が思うのは空き家を利活用すると一言で言えば簡単なのですけれども、逆に今一番ここがとても当町においてはネックだというところがあればお聞かせ願えればと思います。そして、それに対して私も自分が活動しながら、何かしら方法を見つけていけるのではないかなと思っております。いつもこちらからの提案ばかりで恐縮なので、たまにはちょっとそういう回答もいただけたらと思っております。

議 長(土門治明君) 堀企画課長。

企画課長(堀 修君) お答えをいたします。

空き家につきましては、毎年調査をしているわけですが、遊佐町内110集落のうち、空き家がことしの2月現在の数字でありますけれども、528軒の空き家があると。そのうち使えるような空き家というのが264軒という状況になってございます。そのうち使える264軒のうち、空き家バンクに登録されているのが19軒ほどしかないという、一番の問題というのがここにあるのかなというふうに考えております。使えるお家が260近くあって、そのうち20軒ほどしか登録されていないという状況を見たときに、やっぱりそこをいかに促進していくといえますか、空き家というのは使わないとだんだん悪くなるのだという、そういった点をやはり広報していかないとなかなか空き家問題というのは解決していかないというふうに考えておりますので、町の一番の課題はそこであるという認識でありますので、そこを何とかこれから町全体を挙げて解決していこうという気持ちであります。

議長(土門治明君) 2番、松永裕美議員。

2 番(松永裕美君) 264軒もございまして空き家で、実際登録していただいて使えますよという空き家がわずかに19軒ということでございました。私は、やはりこれを1軒ずつふやしていくことがこれからの課題だと思っておりますし、なおスキームはできておりますし、方向性も私たちと一緒に思っていますので、ぜひこの点は力強くこれからも進めていっていただけたらと思います。

以上、これで私からの質問は終わらせていただきます。

議長(土門治明君) これにて2番、松永裕美議員の一般質問を終わります。

4番、筒井義昭議員。

4 番(筒井義昭君) 第528回遊佐町議会定例議会において、一般質問通告書に従い一般質問をさせていただきます。

去る11月29日、遊佐の小正月行事アマハゲが、来訪神、仮面・仮装の神々としてユネスコ無形文化遺産代表一覧表に記載されることが決定いたしました。心よりこの世界無形文化遺産認定を町民、保存団体の皆さんとともに喜びたいと思います。また、今回の世界文化遺産認定に向けご尽力いただいた文化庁担当職員の皆さんや秋田県男鹿市の世界文化遺産認定に向けた長い取り組みに感謝申し上げたいと思います。ありがとうございます。

さて、ことし3月議会の予算審査特別委員会でもアマハゲの継承について、世界文化遺産認定後の他の来訪神保存団体や自治体との交流連携についてお聞きいたしました。基本的なスタンスは、答弁いただいたのではないかと思います。保存継承については、女鹿、滝ノ浦、鳥崎の保存会を初めとして吹浦全体でまずは継承していく、あわせてそれを町も支援する。ほかの来訪神保存団体や自治体の交流と連携については、来訪神行事保存・振興全国協議会が大きな部分では調整を図り、公演依頼においては神事を担っている方々がお勤め人であることから、原則的には受けないと答弁であったのではないかと思います。あれから9カ月、変更等がありましたら、答弁をもってご説明願います。

第1問目の最後に、今回の世界無形文化遺産認定により、1カ月後に控えているアマハゲ神事の際に、来客や訪れる人がふえることが容易に想定されますが、受け入れ状況についての体制づくりをいかにお考えか答弁願います。

次に、小学校統合に関する中間答申についてお尋ねいたします。去る11月13日に町立小中学校適正整備審議会より中間答申が示されました。最終答申提出前でありますので、答申内容についての質疑は控させていただきます。まずは小学校1年生児童保護者と幼稚園、保育園園児保護者に対するアンケートが10月に実施され、ア



アンケート結果が公表されておりますが、1小学校への統合への理解と周知がまだまだ十分であるとは思えません。地域の保護者より小学校の統合について質問や苦情が私にさえ多く寄せられることから理解と周知が進んでいないことが推察されます。アンケート内容にしても、平成24年4月の基本方針をもととしてつくられているとは思えない。平成24年3月の町立小中学校適正整備審議会が示した最終答申内容、それを受けての基本方針が示され、その後の入学生の想定を踏まえての統合の前倒し時期をいつにするかを問う今回の適正審であるものとは私は理解いたしております。平成24年から6年が経過すると保護者の構成メンバーもほとんど変わり、前回の答申内容を知らない保護者が多いわけです。ゆえに理解と周知が進んでいないのが現状なのではないでしょうか。また、平成24年の複式学級は避ける、統合時期は2030年度、児童数はおおむね420名との答申結果との整合性がとれていない状況であることをしっかりと説明責任を果たし、合意形成がなされなければいけない。11月27日から12月7日までに計7回の説明会が開催されますが、7回の開催で十分であるとお考えなのか伺うと同時に、保護者以外の方への説明不足との声が高瀬地区で開催した町民と議会の懇談会のときに出されたことを受け、年配の方も参集しやすい時間帯での説明会の開催の要望があることをお伝えさせていただきます。

演壇からは最後であります、重要な施策の転換であったり、重要事業の計画時においては丁寧な説明がなされ、合意形成がなされることを強く求め、演壇からの質問とさせていただきます。

議長(土門治明君) 時田町長。

町長(時田博機君) それでは、私から4番、筒井義昭議員に答弁をさせていただきます。

まず、遊佐の小正月行事アマハゲについての保存と伝承等についての質問でありましたが、今回遊佐のアマハゲを含む来訪神事がユネスコ無形文化遺産に正式登録されたことは、遊佐の小正月行事アマハゲが世界的にも大変貴重な文化遺産であるというお墨つきを得たことであり、今後の伝承活動にも大きな励ましをいただいたと感じているところであります。アマハゲは、3集落それぞれに伝承され、保存団体の遊佐のアマハゲ保存会で申請し、遊佐の小正月行事として国の無形民俗文化財に指定されたのが平成11年12月でありました。その後、教育委員会で事務を担当しながら運営してきたわけですが、今般ユネスコの無形文化遺産の登録を目指す中で、体制の強化を図ることとなり、ことしの6月の総会で遊佐町長である私が会長に選出されたところであります。さらには来年度には吹浦地区まちづくり協議会の役員なども委員に加わっていただき、区長会初め地区を挙げて支援体制の強化に取り組むこととしております。

来年1月の本番に向けての対応であります、ユネスコ無形文化遺産登録直後ということで、例年以上の来訪者が予想されます。地元で直接問い合わせ等が行きますと、区長さんが最も大変だろうと思しますので、年末年始にかけてはアマハゲ専用の携帯電話もレンタルし、もろもろの問い合わせにはできるだけ教育委員会で対応したいと考えております。当日も2名の職員が現地へ赴き、1名は地区公民館に詰めてマスコミ対応などをし、もう1名はアマハゲ一行に随行して、見物客の誘導などをできるだけ混乱なく神事が催行できるよう準備しておきたいと考えております。駐車場に限られていること、アマハゲは神様であり、個人宅で行われる神事であるため、個人宅に入り込んでの撮影は制限するなど、事前に告知したり、現地に案内看板を設置することも検討しております。

今回の勧告、登録に伴いまして、新聞各紙で報道されておりますように全国の来訪神団体共通の課題として、少子高齢化に伴う後継者問題があります。これらの課題を共有し、はげまし合うことは大変大事なことでありと考えております。また、平成26年度にはユネスコ無形文化遺産登録を目指す国内の9市町による来訪神行事保存・振

興全国協議会が設立されております。平成27年度には宮城県登米市で開催されました来訪神行事・東北サミットに鳥崎アマハゲ保存会が招待され、出演をしております。そして、本町で毎年秋に開催しております民俗芸能公演会にも平成28年度は宮城県登米市の米川の水かぶり保存会と男鹿市の双六ナマハゲ保存会、平成29年度は男鹿の真山なまはげ保存会を招聘して、ことしはまたナマハゲ太鼓も公演されております。このようにさまざまな機会を捉えて交流をしておりますし、登録後も情報交換や共同での情報発信などに取り組み、各地の地域活性化にもつなげていけたらいいと考えております。

第2の質問でありました町立学校適正整備審議会の中間答申に係る説明会につきましては、教育長をもって答弁をいただきます。

議 長(土門治明君) 那須教育長。

教育長(那須栄一君) お答えいたします。

ご承知のとおり、未来を担う子供たちのより望ましい学びの環境をどう整えていきたいと思いますかということで、これまで7回の審議会を開催し、中間答申をいただいたわけでございます。審議会委員は、各地区の代表、各小中学校PTAの代表、学識経験者等で構成されております。審議の中で、将来統合、新校開校ということになった場合に、一番思いを寄せている関係しているのは現在の幼稚園や保育園の保護者の意見であり、それが必要ではないかということで、審議委員の発案でアンケートをとったものでありますので、当然審議の過程でそれを示して中間答申にも生かしていただいているということでございます。中間答申の過程では、保護者を対象としての説明会を地区説明会と分けて開催すべきというご意見もいただきましたので、まず最初に先月27日でございますけれども、保護者、小学校1年以下の幼稚園、保育園の保護者も含むということで、かなり広い立場の方からおいでいただき、60名ほどおいでいただいております。そして、11月30日の高瀬地区の説明会を皮切りに、各地区の説明会も今行っているところでございます。高瀬地区でも年配の方が多かったのです。40名ほど参加いただきましたので、準備した椅子はほぼ満杯という状況でございましたので、かなり関心を持っていただいて、そしてやはり子供たちの将来的な学びの環境を整えるビジョンを持っていろんな立場でご意見あったわけですが、やっぱりそれぞれビジョンを持って議論するということが、意見を交換するということが大事だと思いますので、前段で中間答申の中身について疑問点やはっきりしないところがあったらまずご質問を受けまして、こういうことですよ、こういう内容ですということでご理解いただいて、それぞれの立場でご意見をいただいておりますので、これは集約しまして、次回の審議会、これから以降の審議会にお伝えして、審議の過程で生かしていただくと、そういうことになろうかと思います。12月20日が第8回目ということでございます。最終答申は、年度内にはいただきたいなという思いで考えております。

ご質問の中でアンケートと内容が、そういう途中でのご意見でスタートしたものですから、必ずしも意に沿っていないといいますか、思いが伝わっていないのではないかなというご意見もあり、そのとおりだという見方もできると思いますので、今般中間答申でこういう立場で、こういう内容で子供たちの学びの環境を整えませんかということで、具体的にお示したわけですので、それらをもとに、また、若い人の意見をぜひ大事にしていきたいといういろんな方々のご意見もあるようですので、もっと広げて小学校の6年生まで持っている保護者が教室で今学んでいる子供たちの状況がどのようなものであるということが一番感じ取っていただいているわけですので、枠を広げることも含めながら、例えばこういうご意見があったということも地区の説明会等でもいただいておりますので、審議会の皆さんにお伝えして、それは判断していただいて、必要があればしかるべきタイミングでとる必要もある

かなという、ここではとるとかとらないとかの判断は審議会のご意見を尊重したいと思います。

あと、もっと丁寧な説明をということでございましたので、最終答申がどのようにまとまるかはまだ決まっておりますので、それを踏まえましてその内容を吟味させていただいて、またしかるべきタイミングで説明会を通してご説明申し上げますと、これは当然必要なことと考えております。

以上でございます。

議長(土門治明君) 4番、筒井義昭議員。

4番(筒井義昭君) それでは、遊佐の小正月アマハゲ神事について4点ほど提言も踏まえて質問させていただきます。

遊佐の小正月行事であるアマハゲが地域や集落に、地域や集落の方々によって長く引き継がれてきた神事であることを考えれば、保存継承に重きを置き取り組まなければならないことだと考えます。しかし、これだけ今回の世界無形文化遺産認定がマスコミに取り扱われますと、当然のごとく見物客がふえ、訪問客もふえることが容易に想定される中、この3集落のアマハゲ神事の貴重性や3集落のアマハゲ神事の違い等を紹介、発信できる場が必要であると私は考えます。ITやSNSによる紹介、発信も充実しなければならないと思いますが、鳥海自然文化ホールでの特別企画展示、3集落に伝わる仮面仮装の神々、遊佐のアマハゲといった取り組みが縄文の食と同じような形でのスペースを使って、そういうふうな特別企画展示を取り組まれる必要があると私は考えるのですが、いかがお考えでしょうか。

議長(土門治明君) 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長(佐藤啓之君) お答えをいたします。

アマハゲ保存会を担当しております事務局の教育課といたしましても、今後ユネスコ登録の記念祝賀会というものを開催する予定でありますので、それにあわせた公演会あるいは展示等は開催したいと思っております。吹浦地区でもありますので、遊楽里のほうを利用して祝賀会を開催したいと思っておりますので、議員からお話あった遊楽里のイマジネーションギャラリー等を利用しました展示は十分これから検討していきたいと思っております。

議長(土門治明君) 4番、筒井義昭議員。

4番(筒井義昭君) これ五、六年前からこの3集落のアマハゲの貴重性というのは注目され、またこの世界遺産に登録に向け、その伝統行事の映像データみたいなものもしっかりと整えられてきていると思っておりますので、鳥海自然文化ホールあたりで3集落の映像も含めた形で放映し、そして来た人たちが、ああ、これだけ3つのいわゆる来訪神事がある、こういう違いがあるのかというのを周知したり、発信したりする場としては非常にいいことであり、そしてそういう企画を力強くやることによって、遊佐全体に祝賀ムードというのを持たせて、そして遊佐町のアイデンティティーというものの一つがあつた3集落にあるのだというふうに啓発していくということは重要なのだと思っております。

次、移らせていただきます。これ1月の元旦と3日と6日と3集落においてアマハゲ神事が催行されるわけですが、先日の記者会見の際も集落の区長さんより当日の来客の多さやマナーについて苦情が出されたりもしております。演壇の答弁でもあったように、そういうふうな民家の中でお座敷でやられる神事でありまして、そこに許可もなく入ってくる方もいらっしゃるわけですが、そのような苦情とか、そういうふうなマナー違反みたいなものを防ぐためとか、そういうことを回避するために集落の公民館や集落内の公的施設で神事を体験できるような場を

設けるといったことができるように、やっぱり行政としては検討すべきではないか。集落とのいわゆるすり合わせ、そして検討、実施に向けての検討というのがなされなければいけないわけですが、1カ月しかないのに、1カ月の間に3集落全部でそういうふうな体験できるような場を設置するというのはなかなか難しいことであるとは思いますが、そういうふうな検討の余地というのがやはりなされなければいけないと思うのですが、いかがお考えでしょうか。

議長(土門治明君) 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長(佐藤啓之君) お答えをいたします。

やはりアマハゲの保存会としても、各集落のほうとしても、一番危惧しているのが訪問客が多くなることによるマナーの悪さといいますか、議員が今おっしゃいましたように集落公民館などで神事の体験ができるということになれば、各戸へ断りもなく上がり込んだりしましてご迷惑をかけることがなくなるのではないかと思いますけれども、実際やはりアマハゲ保存会のほうでも実施できるか検討していただきたいと思っておりますし、一番重要なのは集落のほうでありますので、そちらからもしよろしければ訪問客へのおもてなしの一つとしてそういったことも必要ではないかと思っております。まずは今月中旬以降に打ち合わせ等を行う予定もしておりますので、その中で検討させていただきたいと思っております。

議長(土門治明君) 4番、筒井義昭議員。

4番(筒井義昭君) やはりこれだけ有名になると、ぜひ見に行きたいものだなとか、子供を連れて行って、アマハゲってどういうものなのか体験させてみたいものだなと思う方々というのが少なくない、多くなってくるのだと思います。そういう人たちを受け入れる場として、やっぱり集落の公民館みたいなものを開放した形で体験できる場というを設定することができれば、アマハゲの方々にしても来訪する家が1軒ふえたような感覚で、そこで迎えることができるというふうな形になるので、そんなに難しいことではないのではないかなと私は考えております。

次、移らせて……

(何事か声あり)

4番(筒井義昭君) では、町長。

議長(土門治明君) 時田町長。

町長(時田博機君) 筒井議員に申し上げますけれども、私は集落に寄り添ってこれらを検討してまいりたいと、観光的なものとは2次的なものだという形でこの記者会見でも申しておりますので、議場でこうあるべきかという形になってしまうと、3集落のそれぞれの意思に寄り添う形はならないはずで、それらやっぱり地元の集落に寄り添って、それらが可能なのかも含めて相談をさせていただくという形にさせていただきたいと思っております。

議長(土門治明君) 4番、筒井義昭議員。

4番(筒井義昭君) これは、当集落とのすり合わせで相談、検討がなされた上で、どこまでできるのかというのは検討されるべきであって、私はこれを必ずやらなければいけない、こうあるべきだという形で物事を言っているわけではないのです。多少強い言い方になりましたけれども、そういうふうな受け入れ態勢というのでも検討されるべきだというふうな形で発言させていただいているわけです。

では、これは一旦集落からまずアマハゲに関して出しましょう。今回の3集落のアマハゲの意義と世界無形文化遺産登録について、本年の6月の23日にゆざ学講座として講演会が開催されました。開催されたのは、遊楽里の大ホールであります。吹浦に生まれ、吹浦に暮らし、60年を迎えた私でも知らなかったことを学ぶことができた、まさ

に目からうろこが取れるような講座でありました。ジオパークにしてもよく言われることでありますが、住民、町民への周知と、生徒児童の学びの充実が重要であるとよくジオパークでは言われます。これ世界遺産に関しても、この来訪神事についても同じことだと、同じことが言えるのだと思います。怠け心や悪事を戒める表層的な捉え方だけではなくて、アマハゲのけがれをはらい、福をもたらす再生の意味も含めた貴重な神事であることを学ぶことのできる場の創出をぜひ願いたいと思っております。ご所見を伺います。

議長(土門治明君) 那須教育長。

教育長(那須栄一君) 地元の筒井議員もゆげ学講座で目からうろこということでございますので、まだまだ町民の皆さんで、えっ、そういうものなのという思いで、もっともっと知りたい、まだまだ理解していただいていない方々がたくさんあるのだと思います。ただ、おもしろかったのは、ことしの夏休みはもう終わったわけですが、遊佐小学校の6年生でした。夏休みの自由研究でアマハゲについていろいろまとめまして、鬼の面までつくって展示したという、そして遊佐の地域づくりの会ですか、あそこで審査も開いて、何とかで賞という大きな賞をいただいていたけれども、子供たちもいろいろニュースを耳にしまして関心は少しずつ醸成されてきているのかなという思いでおります。そこで、私、今回の遊佐の小正月行事アマハゲがユネスコ無形文化遺産になったということ、つまり世界に認知された、グローバルに認められたということですよ。大変誇らしいことだと思います。もちろん誇らしい、うれしいで終わってはいけないわけで、いろんなこれからのことがあるわけですが。私はそこでグローバルという造語がありますね。グローバル。あとでお話ししますが、その造語を思い出したのです。要は小さな集落の行事、端的に言えば田舎のちっちゃな集落のローカルな行事が、世界、地球規模でグローバルに認知されたということですので、つまりグローバルという言葉、地球規模で考えながら地域で活躍するという意味がある造語なのです。これグローバルとローカルを掛け合わせた双子の言葉なわけですが、まさに遊佐町は地域とともにある学校ということで、コミュニティ・スクール一斉に今年度スタートしました。その中の大きな柱がふるさと教育、ふるさとに根っこを張ってたくましく生きる、豊かに生きる、そして世界で活躍、まさに活躍しよう、してほしいという時代でございますので、ぜひこれから大人、親や教員は特にだと思っておりますけれども、こういったアマハゲに限らず、遊佐町にはこのような大事な文化遺産といえますか、伝統的な行事と歴史があるわけですので、やはりゆげ学講座等、ネットもそうですけれども、情報を流しながらお互いに勉強して、子供たちにそれを伝えていく、そういうことを大事にしなければならないのかなと思っておりました。最近感じたことございました。

議長(土門治明君) 4番、筒井義昭議員。

4番(筒井義昭君) これ3月議会で提言させていただいたことに若干戻るわけですが、3月の予算審議の際にも提言させていただきました。山形県には山形の宝といういわゆる伝統行事だとか、地域の文化活動、特に歴史あるものに対して助成する事業がございます。また、国や県にもそれに近いような事業や交付金措置がとられるようなものがございます。また、同じように民間の企業の中にもこのように文化に対する基金、そしてそこから寄附してもいいよ、お金を出してもいいよというふうなシステムがある。酒田にある一企業の事例を3月の時点でも出させていただいたのですけれども、そういうふうな文化基金の活用というのが今アマハゲに関してはどの程度なされてきたのか、ないのか、経緯と経過説明を伺うと同時に、今回の世界文化遺産登録は文化を対外的に発信できるだけでなく、国内での交流にもつながるのだとも言われますし、登録はゴールではなくスタート。伝承への道のりが始まるのだとも言われております。世界無形文化遺産を有する自治体の長として、町長の意気込みを最後にお伺いし、第1問目は答えさせていただきたいと思っております。町長、お願いいたします。

議 長(土門治明君) 時田町長。

町 長(時田博機君) アマハゲというのでしょうか、遊佐の小正月行事として平成24年からたしか男鹿市が甌島のトシドンが登録なっているのだけれども、甌島、薩摩川内市から一遍おりにいただいて、一緒にやりましょうと。その当時としては、たしか8団体だと思っていますけれども、それらが10団体になって、力を合わせて、この結果、ユネスコの世界の教育機関から無形文化遺産と認められたということは町にとってはそれはそれは素晴らしいことだと思っています。ただ、地元の皆さんの声聞きますと、小さな集落で15戸、16戸、やっぱり保存、伝承が最大の課題ですよと、それらを町として、まずしっかり応援してくださいよねという話を伺います。それ伺うときに、ナマハゲ太鼓が民俗芸能祭で来ていたときに、あのナマハゲ太鼓を見ていたときには、ああ、これはイツ・ショータイム、まさにショータイムのパフォーマンスで済むことであるのですけれども、地元の皆さんはパフォーマンス、ショータイムとは思っていない。まさに神様のこと、先祖から営々と続けてきたことが認められたということですので、町としてはやっぱり保存、継承を一番主体に考えていくべきであろう。観光、地域発信については、その10の団体が沖縄から鹿児島、そして佐賀県、あとは能登と東北4つあるわけです。それは連帯に、やっぱりこのような状況でどうつなげていくかというのは一番現場の皆さんが苦慮しているわけですから、首長と一緒に集まって会議するのはなくて、そういう会議の持ち方のほうがずっとずっといいのかなという私自身は思っています。

そして、3つ目としてやっぱり地域活性化につなげる一つのきっかけをいただいた。そして、一番大きいのは地域にとってこんな素晴らしいのが遊佐町にあるのだよね。子供たちを通して知っていただいて、それらを地元を誇りに思って、そして定住とかでも、地域を、遊佐ってこんないいところですよねということを確認してもら。まさにジオパークとほぼ同じ、似たような感じですけども、それらが重要なのかなと思っています。遊佐のアマハゲ神事で人に来ていただいても、1月の1日、3日、6日の中では、そんな何千人も来ていただくというわけはいかないわけでありますので、秋の民俗芸能公演会、例えばここ何年間アマハゲも出たり、出なかったりあるわけですから、出れるところからやっぱり地域の代表としてそこで奉納、生涯学習センターのステージで奉納していただくと、そんな活動をしていただければもっともっと地道に発信するのではないかなと。あと映像に関しては、今役場の玄関入りますと町民課の受け付けに来た方からかなり見れるような映像を毎日映していますので、それらをもっと整えて、しっかり鳥海自然文化館、遊楽里の展示ホールで発信できればありがたいのかなと、このように思っています。

議 長(土門治明君) 4番、筒井義昭議員。

4 番(筒井義昭君) 伝統文化とか民俗学に付随したものというのは、保存、継承していくことというのがなかなか難しい。そして、どちらかというところちょっと進み過ぎてしまって観光になってしまうという部分というのが日本の国内を見ただけでも結構あるわけですよ。アイヌの民俗というものに関しても、アイヌ村みたいなものが一時期盛大に何カ所か設置され、そこでアイヌの民俗の中では神事と言われるような芸能がいわゆる観光目的で実施されたり、男鹿のナマハゲあたりも、何でもやってしまうナマハゲみたいな形で観光化されていて、そしてナマハゲ館では定時的に公演がなされるというふうなものもありますし、中国地方の出雲神楽、石見神楽、宮崎の高千穂の神楽等も、どちらかというところホテルやそういうふうな資料館等で定時公演がなされるというような道をたどっているケースもあるわけです。しかしながら、この3集落におけるアマハゲというものが神事であって、観光化はしないし、保存、継承が重要であるというふうな形をとるとしたならば、多くの人を招いた上で体験させるということもなかなか難しいことなのだと思います。しかし、やはりやらなければいけないのは、それを補完する、いわゆるアマハゲ

神事を皆さんに知っていただき、それを発信するという手だてというのはきちっとらなければいけないのだと思います。ITによる情報発信の充実や、鳥海自然文化ホールでの記念企画みたいなものというのはぜひ取り組んでいただきたいなと思います。大事に大事に育て、そして私たちが育てると同時に大事に大事に見守っていかなければいけないことなのだと思います。この項は終わらせていただきます。

小中学校の適正審の中間答申、遊佐町における小学校の統合に向けた中間答申が発表になりました。対象児童の保護者への中間答申が出される過程において説明が十分だったのか、また保護者以外の町民への説明は十分であったのかについて演壇でも質問させていただきました。中間答申が出されないと、委員の方も地域に戻って、いや、こういう状況なのだよ、この方向性に進んでいるのだよということがなかなか言いづらい、話しづらい、中間答申が出るまでは。出たとしても、最終答申があるから、まだ公にはできないというような部分もありますけれども、中間答申というのはある程度骨子というものを示したという大事な大事な答申であるかと思います。という段階で、中間答申がしっかりと今出されて、方向性がしっかりとうたわれた現在において、もう一度私は対象となる保護者に対してアンケートをご面倒でも実施すべきだと思います。2023年の統合に向けて、皆さんは賛成ですか、反対ですか、どちらでもないですかというふうなアンケートというのは実施されたわけですけれども、何ゆえ2023年度に統合しなければいけない状況に至ってきているのか。そして、それに向けて条件整備というのはどのようになそうとしているのかというのをしっかりと示すことができる状況下になりつつある現在において、先ほども言いましたけれども、アンケートの実施というのは重要であり、最終答申に生かされる課題がそこから抽出されてくるのではないかと考えます。急ぐことなく、確かな声に耳を傾けるためのアンケート実施を求め、本定例会での一般質問を終了させていただきます。答弁ありましたらお願いいたします。

議 長(土門治明君) 那須教育長。

教育長(那須栄一君) 前段でも申し上げたことと同じになるのですが、統合という言い方もできますし、新しい、時期とか内容は別にしまして、さらによい希望に満ちた学校をつくる、新校開校という、むしろ私はそっちのほうのイメージで言ったほうが、時期とか内容は別にしまして、そのほうが私としては前に進みやすいのかなという思いを持っております。その辺は言葉づらの問題でございますけれども。そういうアンケートも必要なのではないか、内容の吟味も必要なのではないか、対象もということもございましたので、これは教育委員会の一存で決める思いはございませんので、審議会の委員の皆さんにお伝えしまして、内容を吟味していただいて、ぜひ必要だねというのであれば実施するというお伝えしたいと思います。

議 長(土門治明君) これにて4番、筒井義昭議員の一般質問を終わります。

本日の会議はこれにて終了いたします。明日12月5日午前10時まで散会いたします。

(午後2時51分)